

平泉町都市計画マスタープラン 改定版

令和7年6月
平泉町

目次

序章	はじめに	1
1	計画策定の背景と位置付け	1
2	都市計画マスタープランの役割と目的	2
3	計画の構成と目標年次	2
(1)	目標年次・将来人口	2
(2)	計画の構成	3
(3)	計画の対象区域	3
4	平泉町の概況	4
(1)	立地条件	4
(2)	自然条件	5
(3)	歴史的条件	6
第1章	都市の現状	7
1	上位・関連計画の整理	7
(1)	平泉町総合計画	7
(2)	一関都市計画区域マスタープラン	9
(3)	国土利用計画	10
2	平泉町の社会情勢	13
(1)	人口	13
(2)	産業	15
(3)	交通	19
(4)	土地利用	20
(5)	都市施設の整備状況	21
(6)	市街地開発事業	22
3	住民意向	23
(1)	住民向けアンケート	23
(2)	中学生向けアンケート	24
(3)	住民懇談会	24
第2章	都市の将来目標	25
1	都市づくりの課題	25
2	都市づくりの基本目標	26
3	将来の都市構造	27
(1)	都市環境の骨格	27
(2)	拠点と連携軸の配置	28

第5章 まちづくりの実現に向けて	51
1 実現化への考え方	51
(1) 協働によるまちづくりの推進	51
(2) 土地利用の誘導	51
(3) 選択と集中による事業の推進	51
(4) 庁内関係各課、周辺市町村、県、国等との連携	51
(5) 計画の管理と見直し	52
2 協働によるまちづくりの進め方	52
(1) 協働によるまちづくり	52
(2) まちづくりを支える組織と仕組みづくり	53
(3) まちづくりのリーダーとなる人づくりへの支援	53
資料編	資-1
1 平泉町の現況	資-1
(1) 人口動態の推移	資-1
(2) 通勤・通学の状況	資-3
(3) 鉄道駅乗車人員	資-6
2 住民向けアンケート調査	資-7
(1) 調査概要	資-7
(2) 調査結果	資-7
3 中学生向けアンケート調査	資-13
(1) 調査概要	資-13
(2) 調査結果	資-13
4 住民懇談会	資-16
(1) 概要	資-16
(2) 得られた意見	資-16

第3章 都市全体構想	31
1 土地利用の基本方針	31
(1) 土地利用の基本的な方針	31
(2) 土地利用の類型と配置方針	32
2 交通施設整備の基本方針	35
(1) 交通体系の基本方針	35
(2) 幹線道路の整備方針	36
3 公園・緑地整備の基本方針	40
(1) 公園・緑地整備の基本方針	40
(2) 公園・緑地の整備方針	40
4 河川・上下水道整備の基本方針	42
(1) 河川整備の基本方針	42
(2) 上水道整備の基本方針	42
(3) 下水道整備の基本方針	42
5 都市防災の基本方針	44
(1) 都市防災の基本方針	44
(2) 都市防災の整備方針	44
(3) その他都市防災に関する基本方針	45
6 景観形成の基本方針	47
(1) 景観形成の基本方針	47
(2) 景観形成の整備方針	47
第4章 中心市街地の構想	48
1 中心市街地のまちづくり方針	48
(1) 町民が安全・安心・快適に暮らすことができる居住環境の維持	48
(2) 観光客が安全・安心・快適に巡ることができる回遊路の整備	48
(3) 世界遺産資産の公園化と用途地域の見直し	48
2 重点的まちづくり事業	49
(1) 道路計画の再編成	49
(2) 文化遺産（史跡）の公有地化及び公園化	49
(3) 用途地域の見直し	49
(4) 地域内交通の多様化	49
(5) 平泉回遊整備	49
(6) 空き地整備	49
(7) 公園整備	49

序章 はじめに

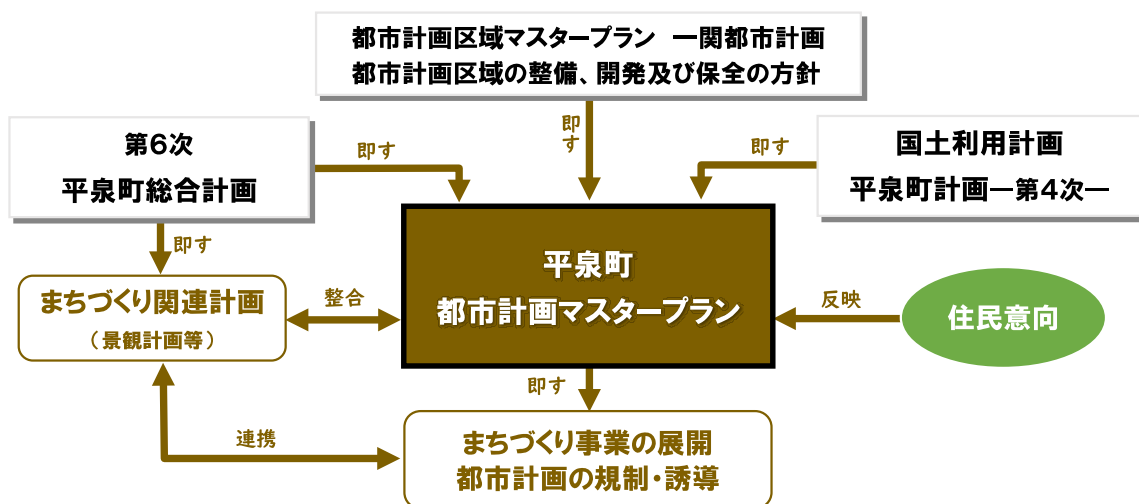
序章 はじめに

1 計画策定の背景と位置付け

平成 23 年、「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、本町に数多く存在する貴重な遺跡や文化的景観が町民の心の拠り所であるとともに、世界的にも貴重な資産であると認定されました。このかけがえのない歴史文化遺産は、周辺の森林や街路、景観をも含む「まち」全体が対象という特徴を持っており、都市計画と連携して後世へ守り伝えていく必要があるものです。

観光・交流の面では、道の駅平泉の開館や平泉スマートインターチェンジの開通など、来町者を快適に迎え入れる体制が整いつつあるとともに、防災・物流面から町民にとっての利便性も向上しています。本町の長島地区を含む東稲山麓地域が日本農業遺産に認定される等、農業の重要性も高まっています。一方で、担い手不足や少子高齢化による人口減少、核家族化といった時代変化に伴う土地の需給バランスの変化にも対応していく必要があります。

「平泉町都市計画マスタープラン」は、これらの背景を踏まえ、「第 6 次平泉町総合計画」に位置づけられた本町の将来像“輝きつむぐ理想郷 いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち”の実現に向けて、「一関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「国土利用計画 平泉町計画―第 4 次―」などの上位関連計画の位置づけを勘案し、町民の皆さんとともにまちのあるべき姿を考え、都市や地域の特性、歴史的環境を活かした個性豊かなまちづくりを実現する長期的なまちづくり（都市計画）の指針となることを目的としています。



▲ 平泉町都市計画マスタープランの位置付け

序章 はじめに

2 都市計画マスタープランの役割と目的

☆ まちの将来像（将来のあるべき姿）を示します。

- 都市計画は町民の皆さんとの合意の基に進められるべきものです。都市計画マスタープランにおいては、町民の皆さんに最も近い立場にある町が、自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性やまちづくりの課題を踏まえ、町民の皆さんの意見を反映させながら都市全体及び地域レベルでまちづくりの方針を検討し、概ね 20 年後を見据えて本町の将来像（将来のあるべき姿）を具体的に示します。

☆ 町民の皆さんが都市計画に対する理解を深める手立てとなります。

- 都市計画マスタープランにより、都市づくりや地域づくりで目指すべき将来像を明らかにすることにより、町民の皆さんの都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業や規制、誘導へ円滑に協力、参加するための手立てとなります。

☆ 都市計画の対象分野ごと相互に整合を図ります。

- 都市計画マスタープランに基づき、土地利用（農振農用地の解除や用途地域の見直し、地区計画等）、都市施設（都市計画道路、公園、下水道等）、都市環境（市街地開発事業等）といった、対象項目別の都市計画について、相互に整合性のある計画を進めることが可能となります。

☆ 個別の都市計画の誘導指針となります。

- 今後、本町で定める個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画決定・変更されるべき方向を示す誘導指針としての役割を担います。都市計画マスタープラン自体には法的拘束力はありませんが、法的拘束力を有する個別の都市計画の根拠となるものです。

3 計画の構成と目標年次

（1）目標年次・将来人口

都市づくりは、長期的な見直しを立て、段階的に進めるものであり、目標年次はおおむね令和 22（2040）年度とします。また、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際には、必要に応じて見直しの検討を行います。

将来推計人口は、総合計画に基づき、令和 22（2040）年に 4,691 人とします。

序章 はじめに

(2) 計画の構成

本計画は、本町全体のまちづくりの指針となる「全体構想」と地域別の詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想」から構成されています。本町における地域別構想は、中心市街地を対象としています。



(3) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、町内の都市計画区域及び町内全域とします。

本町の都市計画区域は、町の中央を流れる北上川西側の平坦地を中心に 1,200 ha が指定されています。本町の総面積 6,339 ha に対して 18.9% が都市計画区域となっています。



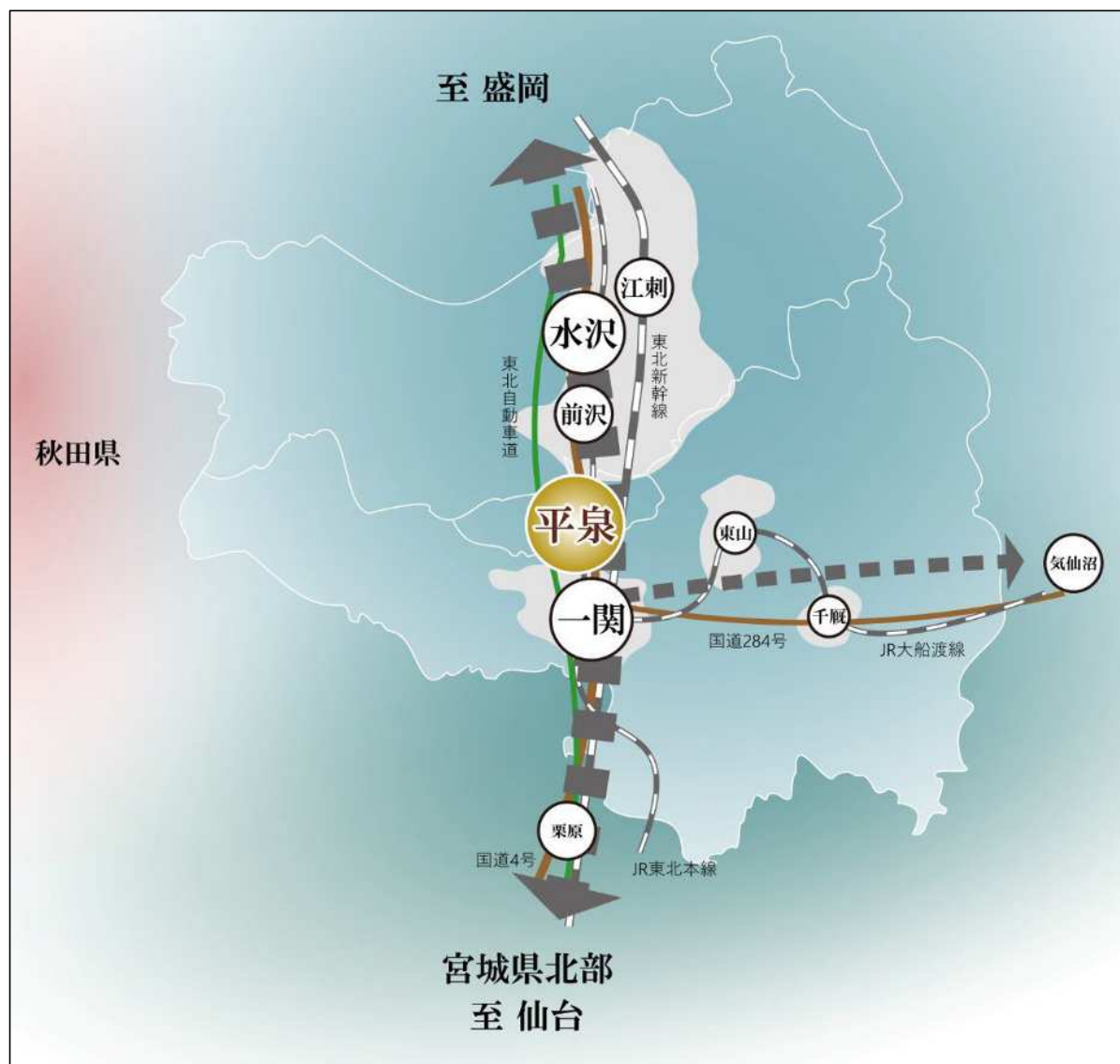
▲ 平泉町の都市計画区域

序章 はじめに

4 平泉町の概況

(1) 立地条件

- 本町は、岩手県の南部に位置し、北は奥州市、南は一関市に接し、一関市市街地へ約 7 km、盛岡市へ約 80km の距離にあり、JR 東北本線、東北自動車道、国道 4 号などの幹線が南北に貫通しています。さらに国道 4 号の混雑激化、沿道環境の悪化により、円滑な道路交通の確保などを目的に平泉バイパス事業が進められ、平成 20 年に暫定供用されています。
- 町の北部には平泉前沢インターチェンジ、南部には平泉スマートインターチェンジがあり、東北自動車道を利用して盛岡市まで約 1 時間、JR 東北本線平泉駅から盛岡駅へは約 1 時間 20 分で連絡しています。東北新幹線は、隣接している一関市に一ノ関駅があり、仙台市と盛岡市いずれへも約 40 分で連絡しています。一ノ関駅は町中心部から車で 20 分程度の距離にあり、町内にある平泉駅から JR 東北本線で 2 駅、約 8 分で連絡しています。

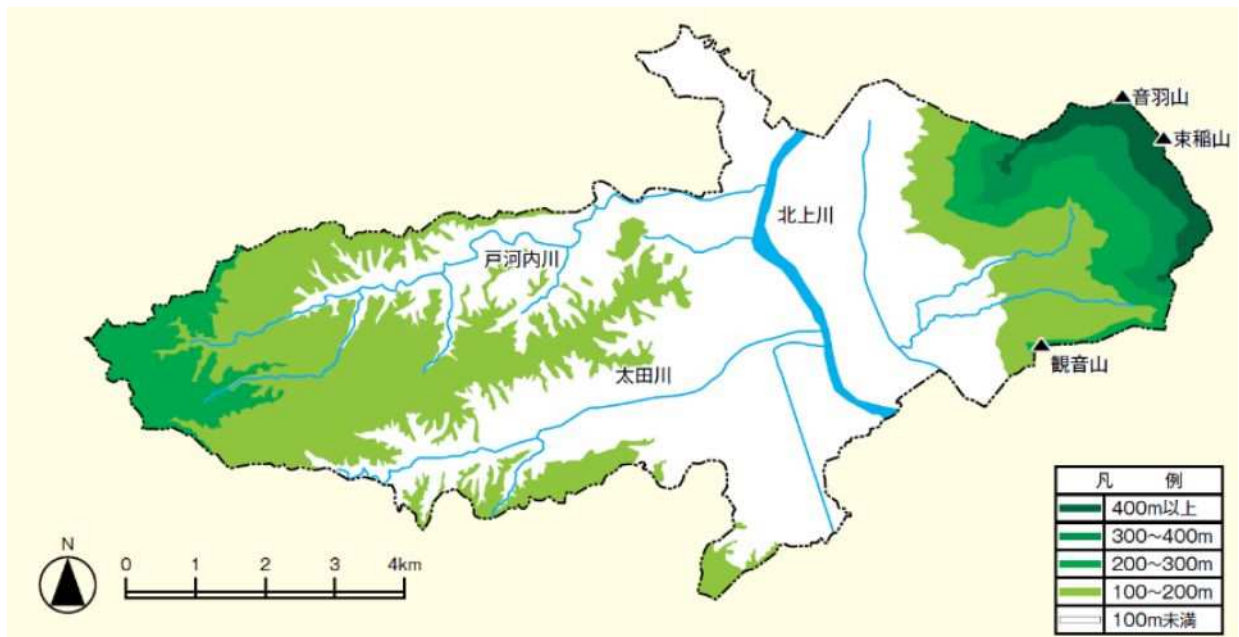


▲ 平泉町の立地条件

序章 はじめに

(2) 自然条件

- 本町は東西に長く、東西の長さは約 16.15km、南北の長さは約 8.51km、総面積は 63.39 km²です。
- 北上川が町の中央部を南北に流れ、流域の両側には田園地帯が広がっています。本町の東には北上山地に含まれる束稲山（594.9m）、音羽山（593.2m）、観音山（324.4m）などが連なり、西は奥州山脈に続く標高 100～200m 前後の丘陵地が広がっています。
- 北上山地と奥州山脈に挟まれている本町は内陸性の気候で、年間降水量は 1211.6mm、年平均気温は 11.7℃と県内では比較的温暖な気候となっています。



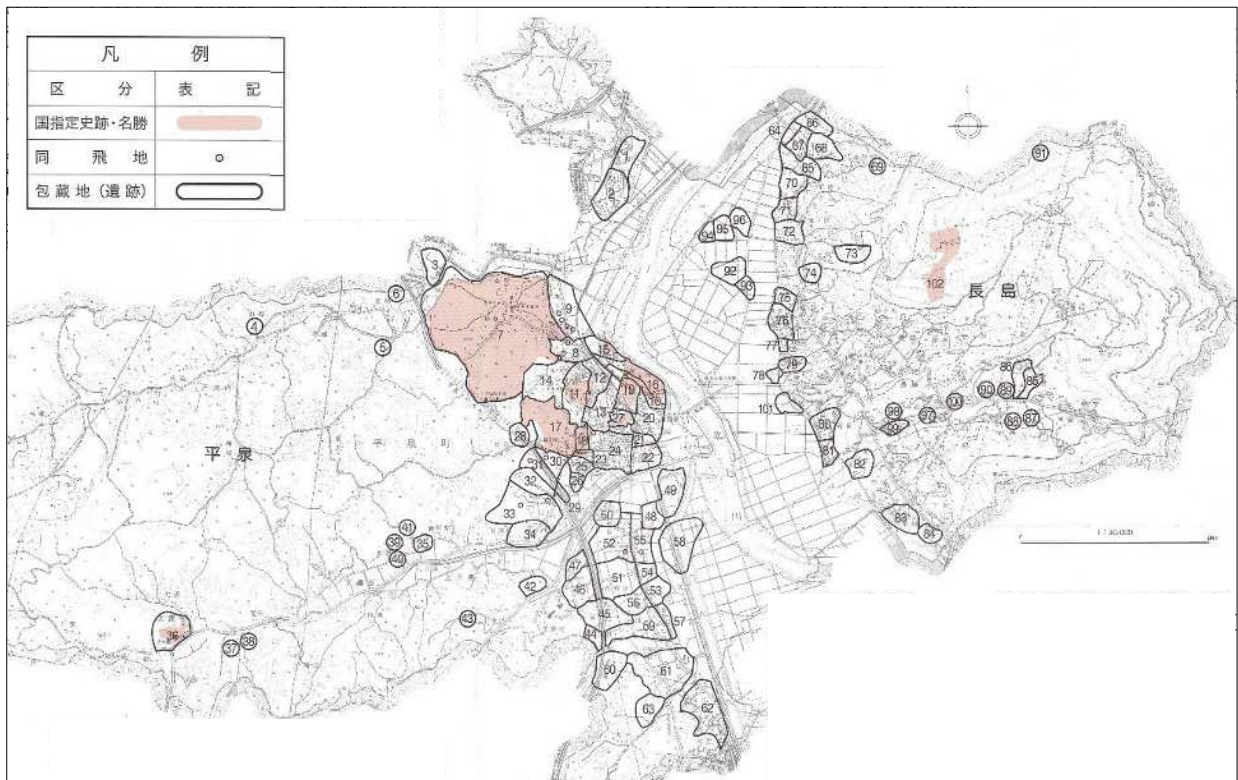
資料：第6次平泉町総合計画

▲ 平泉町の地勢

序章 はじめに

(3) 歴史的条件

- 12 世紀に栄えた奥州藤原文化の名残を多くとどめる本町は、かつて藤原清衡公が「仏の住む理想郷」を目指した、仏教寺院や浄土庭園など華麗な黄金文化が花ひらく、みちのくの政治と文化の都でした。
- 現在の本町は、豊かな農業地帯であるとともに、貴重な文化遺産を抱えた、東北を代表する観光地の一つとして賑わう側面もあります。昭和 34 年に毛越寺庭園が特別名勝に指定され、昭和 37 から 43 年にかけて金色堂の大修理が行われ、平成 9 年に柳之御所遺跡が国史跡指定を受けました。平成 23 年には、中尊寺、毛越寺、金鶏山、無量光院跡、観自在王院跡が世界遺産登録されました。柳之御所遺跡や達谷窟についても世界遺産拡張登録を目指しています。



資料：文化遺産センター

▲ 平泉町遺跡分布図

第1章 都市の現状

第1章 都市の現状

1 上位・関連計画の整理

(1) 平泉町総合計画

計画名	第6次平泉町総合計画
策定年次	令和2年度
目標年次	基本構想 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 前期基本計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 後期基本計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度 実施計画 3年計画で毎年度の見直し
将来像	輝きつむぐ理想郷 -いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち- ◆町民一人ひとりの個性が尊重され、それぞれの生き方が「輝き」、 ◆豊かな地域資源が磨き上げられ、あらゆる産業が「輝き」、 ◆自然と歴史、文化が調和し、美しく快適な環境を守り育てあげ、地域が「輝き」、 ◆観光と交流を通じて人と人との結びつきが生まれ、その絆が「輝き」、 ◆誇りと愛着を持ち、協働によって創り上げる町の魅力が「輝き」、 ◆平泉に関わるすべての人、ものが「輝き」を放ち続けるように
まちづくりの基本方針	基本方針1 つながりを力に 「小さな町だからこそ」を強みに、人と人、人と地域が持つ「つながり」の力を基礎として、町民一人ひとりの知識、経験が活躍する環境をつくり、行政運営に活かしていくことによって、町民と行政が一体となったまちづくりを推進します。 基本方針2 新たな魅力を力に 今、本町にはこれからのまちづくりに大きな期待が持てる新たな魅力が生まれています。 ○平泉スマートインターチェンジの供用開始 ○平泉スマートインターチェンジ周辺開発（産業の集積） ○社会教育施設の整備・運営 ○企業誘致と創業の促進による新たな雇用機会の創出 ○道の駅平泉・束稲山山麓地域における農林業システム・遊水地完成を起爆剤とした農業の活性化 今後10年間は、この「新たな魅力5本柱」の活用によって、暮らしや雇用の充実を図りながら、町民・地域・企業・団体・行政等が共にチャレンジを続けることで、まちが人を育み、人がまちを育む好循環を生み出していきます。 基本方針3 歴史・文化・自然の恵みを力に 「世界遺産のまち」であることへの誇りと愛着を持ち、その理念を理解し、未来に継承していくとともに、教育・経済・観光・文化などのあらゆる活動に組み込むことによって、交流人口や関係人口の拡大を図り、その効果を地域全体へと波及させていきます。
土地利用の基本方針	町土の利用においては、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、良好な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、以下の基本方針により、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことのできる「持続可能な町土管理」の実現を図ることとします。 ① 土地需要の量的調整 ② 町土利用の質的向上 ③ 複合的な施策と多様な主体の取り組みの推進

第1章 都市の現状

ゾーン別の 基本方向

① 都市（県道三日町瀬原線沿いに広がる地域）

都市においては、医療施設、福祉施設、商工業施設など、都市機能を増進させる施設の集積を推進しつつ、低未利用地の有効活用により、土地利用の効率化を図ります。

② 農村（町の東部と西部に広がる地域）

農村においては、優良農地の保全のため、農業の担い手の確保や生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農地の利用集積を図ります。

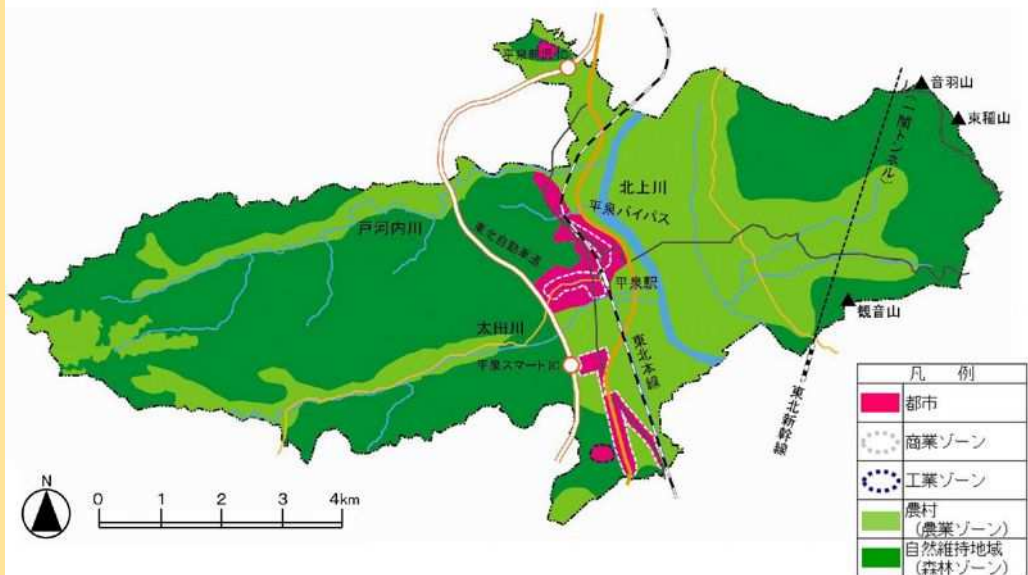
農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

③ 自然維持地域（町の外郭部の丘陵地域に広がる地域）

高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の生息・生育地は、自然維持地域として環境や生態系の適切な配置と連続性の確保を図るとともに、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

土地利用構想



第1章 都市の現状

(2) 一関都市計画区域マスタープラン

計画名	一関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（一関都市計画区域マスタープラン）
策定年次	平成 23 年 8 月
都市計画区域の規模・範囲	平泉町 1,200ha（行政区域の一部）
基準年及び目標年次	基準年次：平成 17 年（国勢調査実施年） 将来都市像の目標年次：令和 13 年 都市施設、市街地開発事業の整備の目標：令和 3 年
都市計画区域の将来像	「自然、歴史、文化を伝え、活力あふれる交流拠点都市」
区域区分の決定の有無	本区域においては、区域区分は定めない
主要な都市計画の決定の方針 ※本町の主な位置付けのみ抜粋	商業地／平泉町の商業地は、まち並みの整備を図りながら魅力ある観光商業及び地域商業の活性化に努め、活気とにぎわいのある商業拠点の形成を図ります。 交通体系・ネットワーク／平泉の文化遺産の世界遺産登録を見据えた観光ネットワークの構築については、近隣市町村と連携し、交通網の整備を図ります。 レクリエーションシステムの配置方針／史跡公園は、維持管理の充実と利用を進めるとともに、今後はさらに、柳之御所遺跡・無量光院跡等について、住民や観光客がゆっくりと憩えるよう整備を図ります。
一関都市計画区域の将来像図 ※本町周辺のみ抜粋	

第1章 都市の現状

(3) 国土利用計画

計画名	国土利用計画平泉町計画―第4次―
策定年次	令和元年
計画の目標年次	令和12年
目標年次の人口及び世帯数	令和12年 人口 6,241人 世帯数 2,324世帯
町土利用の基本方針	① 土地需要の量的調整 ア 都市的土地利用 低未利用地の有効利用を促進し効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。 イ 自然的土地利用 町土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進します。また、優良農地を確保し、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。 ウ 土地利用の転換 人口減少や担い手不足による耕作放棄地の増加が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等に影響を及ぼすことから、農地、森林、宅地などの相互の土地利用の転換については、慎重な配慮のもとで計画的に行うものとします。 ② 町土利用の質的向上 ア 安全・安心を実現できる町土利用 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な町土利用を基本に、農地や森林の持つ町土保全機能の向上を図ります。また、インフラ施設の整備・補修などによるハード対策と防災組織の機能向上などによるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を推進し、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、電気、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重性・代替性を図るなど、町土の安全性を総合的に高める取組を推進します。 イ 自然との共生と循環型社会を推進する町土利用 自然環境における健全な生態系を維持・回復し、社会活動と自然との共生を図ります。また、再生可能なエネルギー・資源の利用を基本とする循環型社会を推進し、環境負荷の低減を図り、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合された社会の実現に向けた町土利用を推進します。 ウ 美しい景観を保全し継承していく町土利用 平泉の文化的景観は、史跡だけでなく周囲の自然地形を含むものであり、自然の中に人為的造形が溶け込み共生しているという特徴があります。平泉町景観計画に即した町土利用を推進し、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた美しい景観の保全・形成・継承を推進します。 ③ 複合的な施策と多様な主体の取組の推進 町土に多面的な機能を発揮させるためには、町土の適切な管理と荒廃させない取組を進めていくことが重要となるため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進めていくことが必要となります。また、農地の保全管理や森林づくり、河川の美化活動など、地域住民が主体となる取組や民間企業等の参画などを推進し、地域との合意形成を築きながら土地利用の総合的な調整を図ります。
地域類型別の町土利用の基本方向	① 都市（商業ゾーン、工業ゾーン） 医療施設、福祉施設、商用施設など、都市機能を増進させる施設の集積を推進しつつ、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効活用を促進します。 宅地化等の開発を図るべき区域については、地域の合意を踏まえて計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、農地や森林などの自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮のもとで計画的に行うこととします。

第1章 都市の現状

地域類型別の 町土利用の基本方向	住宅地においては、環境負荷が少なく、安全で暮らしやすい住環境の整備を推進するとともに、低未利用地や空き家の有効活用により土地の効率化を図り、定住を推進します。また、農村との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。 都市防災においては、災害時の避難場所やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。 都市の景観においては、史跡周辺の地形と景観に配慮しつつ、街路や建築物、自然景観が融合した歴史的・文化的な街並みづくりを推進します。 ア 商業ゾーン 中心市街地の活性化のため、空き店舗の有効活用を推進します。 また、交通ネットワーク等の充実により、子どもや高齢者、観光客なども利用しやすい環境の整備を推進します。 イ 工業ゾーン 町民所得の向上、就業機会の確保、地域人口の定住化を図るため、自然環境と景観の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。 ② 農村（農業ゾーン） ア 農地と森林の適切な管理 農地や森林の持つ町土保全機能の向上を図るため、優良農地や森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、町土資源である農地と森林の適切な管理を促進します。 イ 農地の効率的利用 農業の担い手の確保や生産基盤の整備等により、経営体質の強化を進め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と農地の利用集積を推進します。 また、耕作放棄地や荒廃森林の発生防止と復元に努めるとともに、空き家の再生についてもその有効利用を図ります。 ウ 農村景観の保全 二次的自然としての農村において、生態系の維持・形成を図り、美しい農村景観の保全を推進します。 エ 農業生産活動と生活環境の調和 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。 ③ 自然維持地域（森林ゾーン） ア 自然環境の適正な保全 自然維持地域については、生態系ネットワークの中核的役割を果たすことから、野生生物の生息・生育地の適切な配置や連続性を確保しつつ、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境が劣化している場合は、再生を図ること等により、適正に保全します。 イ 自然環境の活用 自然の特性を踏まえつつ、適正な管理のもとで、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の活用を進めます。
利用区分別の 町土利用の基本方向	① 農地 農地は、食料の安定供給に不可欠な生産基盤であることから、地域の実情に応じて農地の大区画化や農地の集積・集約を推進し、農地の効率的な利用と生産性の向上に努め、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。 都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図ります。 ② 森林 森林は、木材生産機能だけでなく、水源かん養や生物多様性の保全、土砂災害の防止、さらには保健休養など多面的機能を有しており、森林の持つ二酸化炭素の吸収による地球環境保全機能を有することから、これらの公益的機能を十分に発揮させるよう、森林の適切な管理と保全を図ります。

第1章 都市の現状

利用区分別の 町土地利用の基本方向

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全を図ることとし、農村周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

また、本町は、観光地としての特色が強いことを踏まえ、特別史跡指定地周辺の森林及び町中心部から直接的な視認対象となる駒形山、束稲山、観音山と連なる斜面部分については、重要な観光資源及び風致景観として、その保全に努めます。

③ 水面・河川・水路

水面と河川については、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間など、多様な機能の維持・向上を図るとともに、北上川を中心に治水事業の促進を図るなど、災害防止などに配慮した整備を行い、安全で多目的な利用を図ります。

また、より安定した水供給のため、水資源の確保を図ります。

水路については、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

④ 道路

一般道路については、地域間の交流・連携を促進するため、優先度を勘案しながら計画的に整備を進めることとし、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。

整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ります。

また、町中心部においては、道路緑化の推進と歴史的な環境にふさわしい街路環境の形成を図り、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道についても、自然環境の保全に十分に配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地や森林の適正な管理を図るため、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

⑤ 宅地

住宅地については、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、空き家の有効活用を誘導するなど住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、ものづくり基盤産業の高度化や地場産業の振興を図るため、自然環境と景観の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

事務所・店舗用地などの宅地については、中心市街地における商業の活性化と良好な環境の形成に配慮しながら、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して必要な用地の確保を図ります。

⑥ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、町民の生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

工場跡地などの低未利用地については、居住用地や事業用地としての再利用を促進し、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、農業法人や集落営農への管理委託の推進など、農地としての活用を促進します。

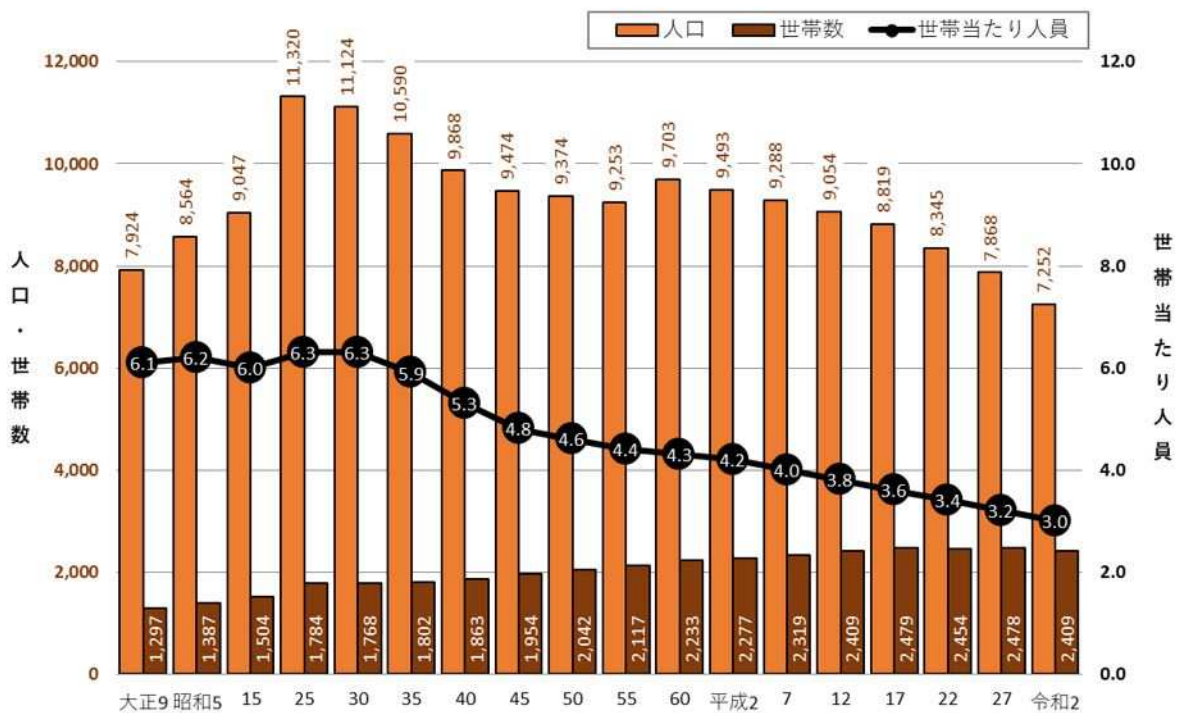
第1章 都市の現状

2 平泉町の社会情勢

(1) 人口

① 人口・世帯

- 本町の人口は、昭和25年の11,320人をピークに、減少傾向にあります。昭和60年に一旦は人口が増加したものの一時的なもので、現在まで減少傾向を示し、平成27年には大正9年の値7,924人を割っています。将来的に減少傾向は更に進み、令和32年に3,790人とピーク時の3分の1程度の人口規模になると推計されています。
- 一方、世帯数は、平成27年まで継続して増加傾向にありましたが、令和2年には前年比で微減しています。
- 世帯当たり人員は、概ね減少傾向にあります。令和2年にはピーク時の半分以下である3.0人/世帯となっており、核家族化、小世帯化の進行が顕著になっています。



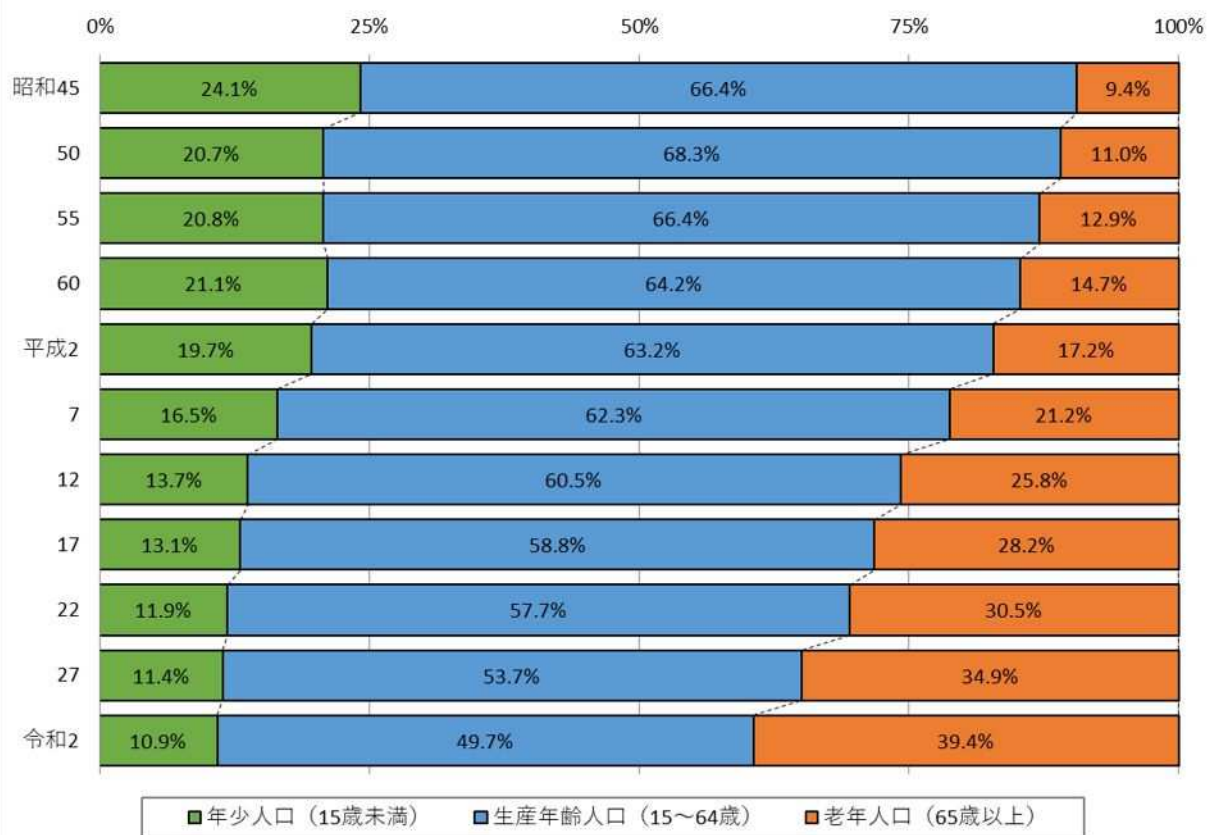
資料：国勢調査

▲ 人口・世帯数と世帯当たり人員の推移

第1章 都市の現状

② 年齢別人口構成

- 人口を年齢別でみると、年少人口（15歳未満）は昭和60年以降、生産年齢人口（15～64歳）は昭和50年以降減少傾向を示しています。
- 一方、老年人口（65歳以上）は継続的に増加傾向を示し、昭和60年以降14%（高齢化社会基準値）を、平成7年以降21%（超高齢社会基準値）を超え、令和2年には40%近い値となっています。



資料：国勢調査

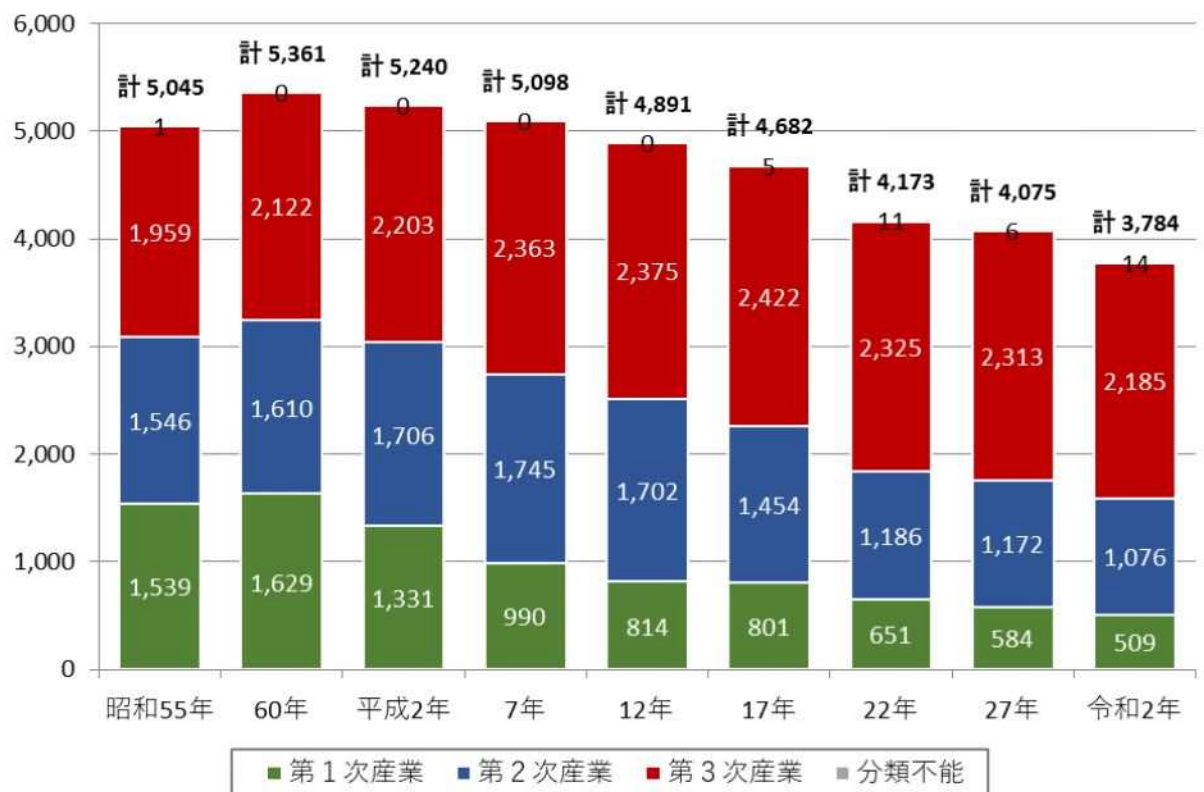
▲ 年齢別人口の割合の推移

第1章 都市の現状

(2) 産業

① 産業構造

- 本町の産業人口をみると、昭和60年以降就業人口の減少が続いており、令和2年には4,000人を割り込みました。
- 令和2年の第1次産業人口は、ピーク時である昭和60年の3割程度にしかならず、人口減少が顕著となっています。
- 第2次産業は、平成17年ころから減少傾向に転じ、令和2年にはピーク時である平成7年から比べると、4割減となっています。
- 第3次産業は、横ばい傾向にあります。



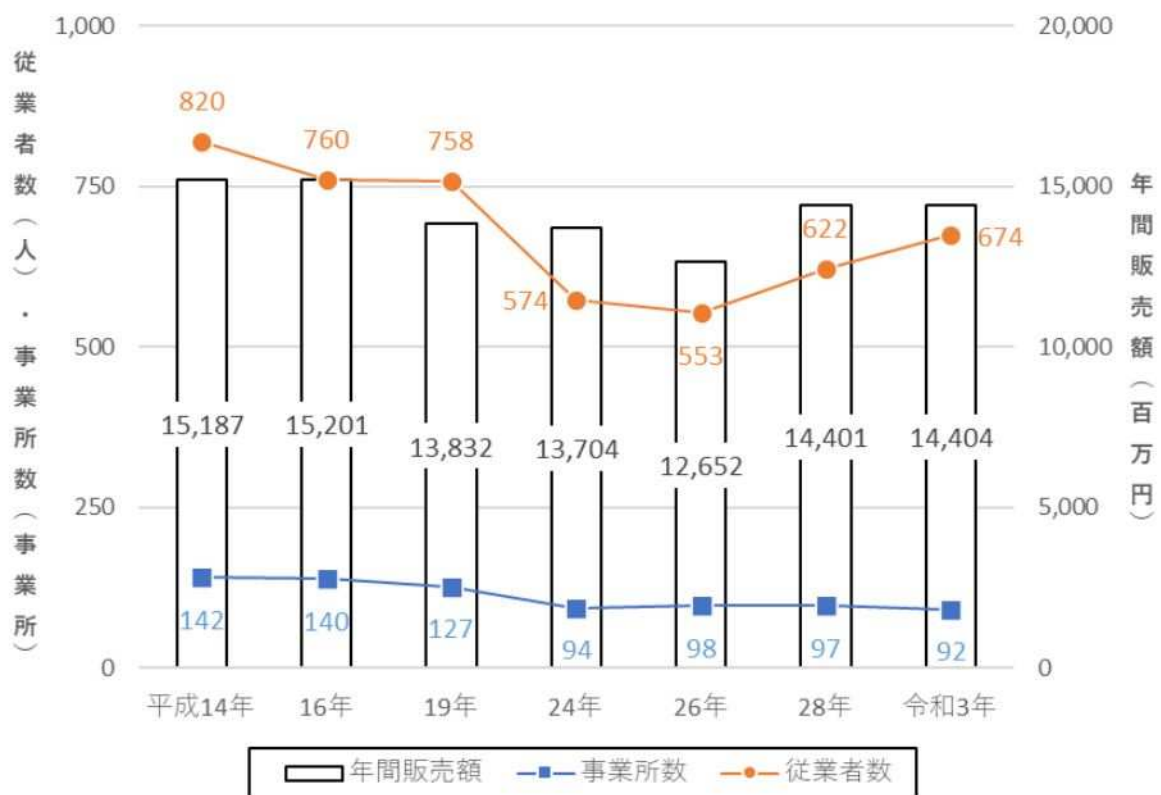
資料：国勢調査

▲ 産業別就業人口の推移

第1章 都市の現状

② 商業

- 年間販売額は、平成14年の152億円から平成26年の127億円まで減少しましたが、近年は144億円と、元の水準に戻ってきています。
- 従業者数は、平成14年の820人から平成26年の553人と、3分の2近くまで減少しましたが、平成28年からは回復傾向にあります。
- 近年、町内の卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあります。平成19年から平成24年の期間には4分の1に当たる33事業所減少し、その後平成26年に4事業所増加したものの、また減少傾向に転じています。



資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査

▲ 従業者数、事業所数、年間販売額の推移

第1章 都市の現状

③ 観光

- 本町には、世界遺産に登録されている中尊寺や毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山はもちろん、達谷窟、柳之御所遺跡など多数の歴史文化遺産があり、全国有数の歴史的観光地となっています。
- 観光客の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降大きく減少しています。令和4年には100万人を超える観光客が訪れましたが、元の水準には戻っていません。特に、県外からの観光客が減少しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前から一貫して、平泉町の観光客は日帰り客が圧倒的に多く、宿泊客は全体の約2%となっています。理由としては、平泉スマートインターチェンジや一ノ関駅が近く、遠隔地からもアクセスが良いことから日帰りしやすい立地であることが挙げられます。また、町外近隣にも人気温泉地が多数存在することから、町外近隣に宿泊するパターンも多いと考えられます。
- 県内外別の観光客数は、県外からが約8割と多くなっています。



資料：町勢要覧

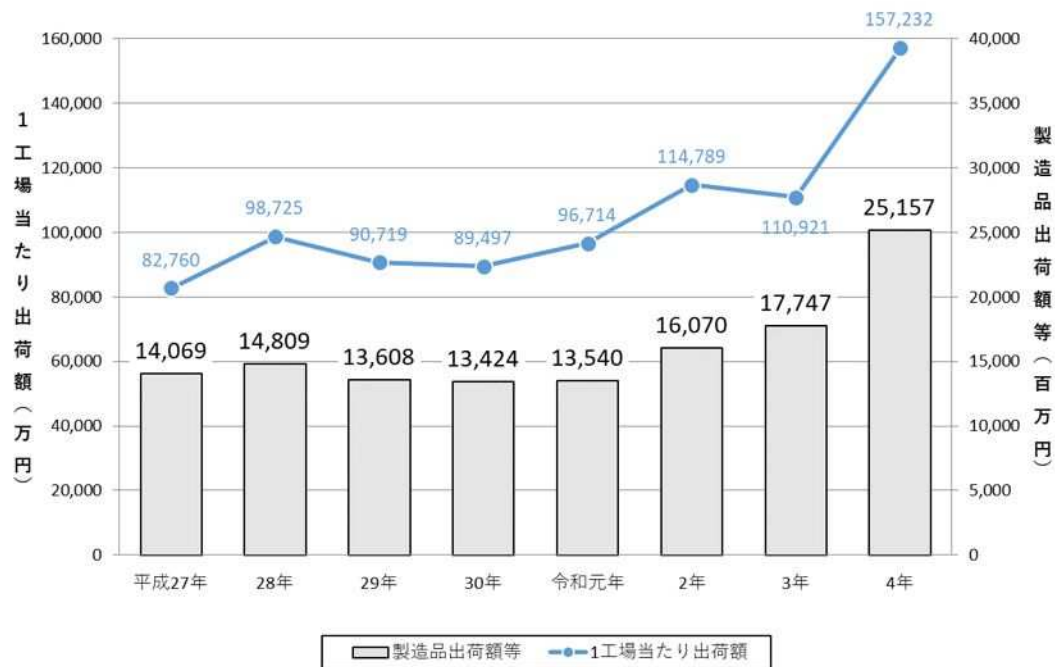
▲ 観光客数（宿泊の有無別、県内外別）の推移

第1章 都市の現状

④ 工業

- 平泉町に存在する工場の規模は、いずれも 300 人未満となっています。
- 工場数が横ばい傾向にある一方で、従業者数は年々増加傾向にあります。1 工場当たり従業員数は増加傾向にあります。
- 製造品出荷額等は増加傾向にあり、1 工場当たり出荷額も増加傾向にあります。

区分 年次	規模別工場数			従業者数	製造品 出荷額等	1工場当たり 従業者数	1工場当たり 出荷額
	計	4～29人	30～299人				
平成27年	17	14	3	412	1,406,922	24.2	82,760
平成28年	15	12	3	421	1,480,881	28.1	98,725
平成29年	15	12	3	429	1,360,784	28.6	90,719
平成30年	15	12	3	447	1,342,448	29.8	89,497
令和元年	14	11	3	485	1,354,002	34.6	96,714
令和2年	14	8 (10～299人)		566	1,607,043	40.4	114,789
令和3年	16	12	4	573	1,774,730	35.8	110,921
令和4年	16	13	3	547	2,515,707	34.2	157,232



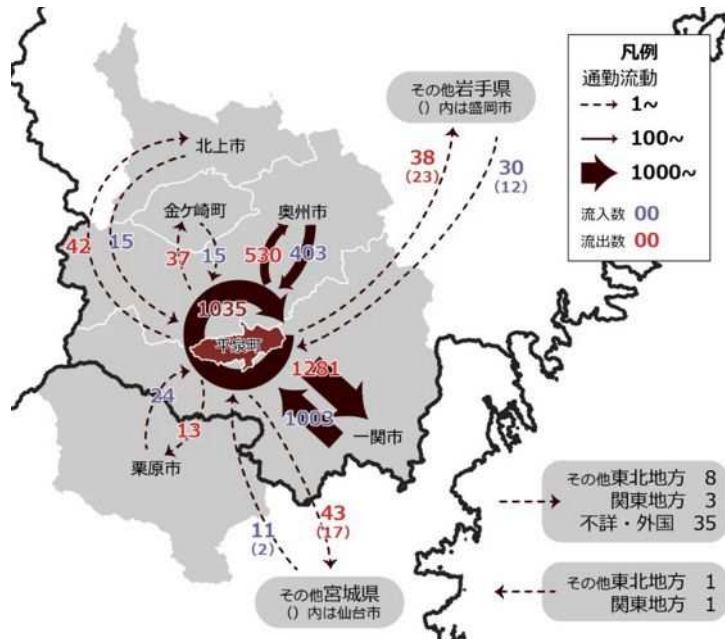
資料：工業統計調査、経済センサスー活動調査、経済行動実態調査

▲ 製造品出荷額等と1工場当たり出荷額の推移

第1章 都市の現状

(3) 交通

- 平泉町民の通勤先は、町内が約3割、町外が約7割となっています。町外の通勤先としては、隣接する一関市が最も多く、次に奥州市が多いです。
- 町内で働く方の居住地は、町民を除くと一関市が最も多く、次に奥州市が多いです。



資料：令和2年国勢調査

▲ 平泉町関連通勤流動図（単位：人）

- 町内では、柳之御所、平泉バイパス北口及び南口の3箇所の交差点が主要渋滞箇所となっています。



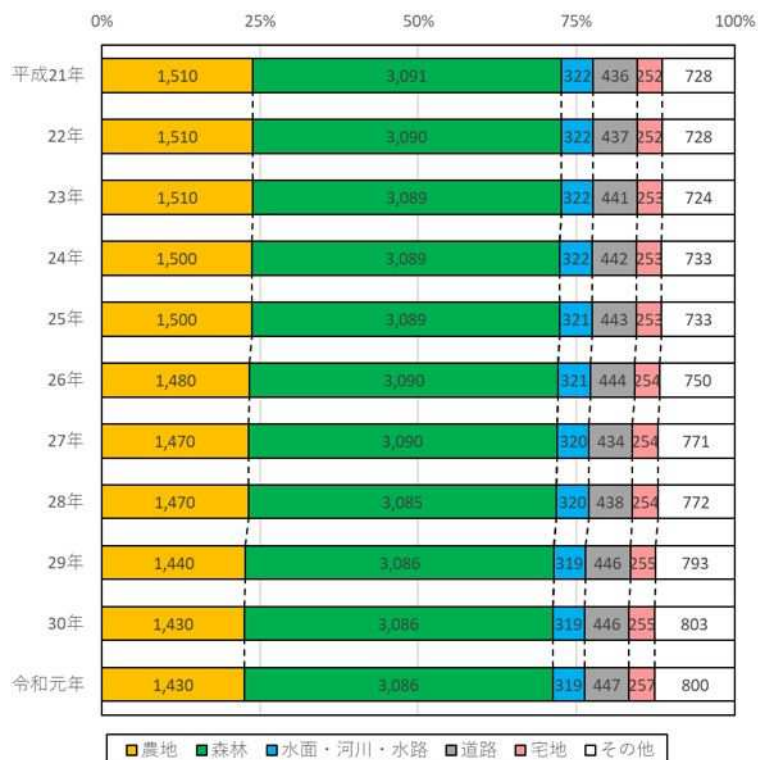
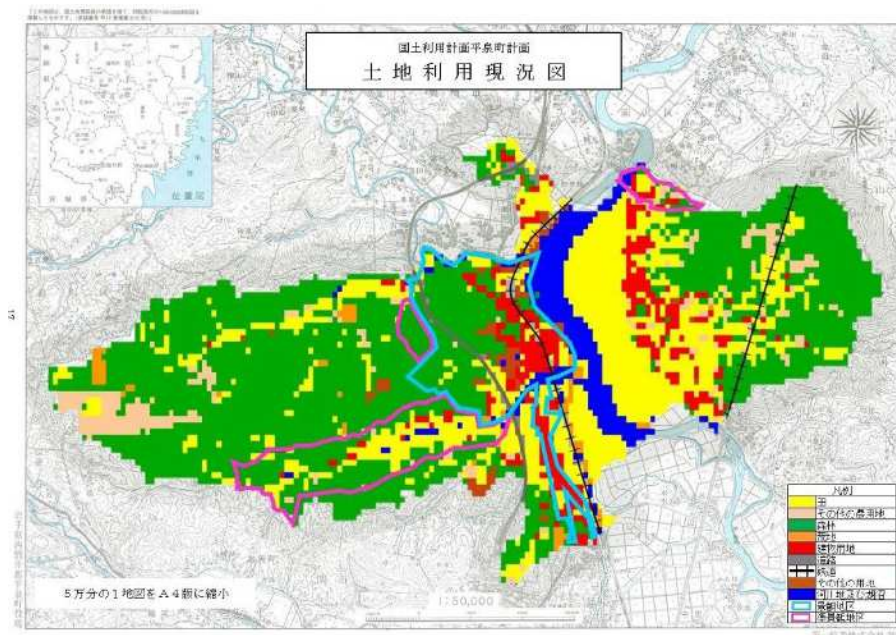
資料：令和3年度一般交通量調査（国土交通省）

▲ 平泉町周辺道路の混雑度及び主要渋滞箇所

第1章 都市の現状

(4) 土地利用

- 本町の総面積は 6,339 ha となっています。農地や森林などの自然的土地利用が約 7 割を占め、自然が豊かな本町の特徴を表しています。
- 平成 21 年～令和元年の間の土地利用の変動は 2 % 以下となっており、大きな変動はありません。



資料：国土利用計画平泉町計画―第4次―（令和3年）

▲ 土地利用の推移

第1章 都市の現状

- 本町の都市計画区域のうち、用途地域の指定区域は 217.2 ha（都市計画区域の 18.1%）であり、そのうち住居系が 64.3%、商業系が 5.8%、工業系が 29.9%の内訳となっています。

▼ 平泉町の用途地域

	建ぺい率	容積率	面積 (ha)	構成比		備考
第一種低層住居専用地域	4/10	8/10	16.0	住居系 64.3%	7.4%	外壁 1.0m 高さ 10m
第一種中高層住居専用地域	6/10	20/10	26.8		12.3%	
第一種住居地域	6/10	20/10	96.9		44.6%	
近隣商業地域	8/10	20/10	2.5	商業系 5.8%	1.2%	
商業地域	8/10	20/10	10.0		4.6%	
準工業地域	6/10	20/10	65.0	工業系 29.9%	29.9%	
合計			217.2	100.0%		

(5) 都市施設の整備状況

① 都市計画道路

- 本町の都市計画道路は、総延長で 26,600m が整備済みとなっています。

▼ 平泉町の都市計画道路

種別	番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	整備済延長 (m)	決定日
幹線街路	3・4・3	一関平泉線	20	16,410	16,410	平成 25 年 3 月 8 日 (岩手県告示第 153 号)
	3・4・23	毛越寺線	16	1,030	1,030	平成 16 年 8 月 3 日 (岩手県告示第 564 号)
	3・5・24	佐野瀬原線	12	5,220	5,220	平成 25 年 3 月 8 日 (岩手県告示第 153 号)
	3・6・30	坂下線	9.5	1,490	1,490	平成 25 年 3 月 8 日 (平泉町告示第 3 号)
	3・6・31	川添泉屋線	9.5	900	900	平成 25 年 3 月 8 日 (平泉町告示第 3 号)
	8・6・25	泉屋衣閑線	9	1,450	1,450	平成 25 年 3 月 8 日 (岩手県告示第 153 号)
特街	8・7・1	中尊寺坂下線	4	100	100	昭和 61 年 2 月 20 日 (平泉町告示第 4 号)
合計				26,600	26,600	

② 公園

- 都市計画公園として位置付けられていませんが、町内に史跡公園が 4 箇所、ポケットパークが 5 箇所、親水公園（水辺プラザ）が 1 箇所整備されています。

第1章 都市の現状

③ 河川整備

- 町の中央部を南北に流れる北上川および北上川に流入する太田川、衣川における河川整備は完了しています。

④ 上下水道

- 町内の水道事業は、水道拡張整備を完了しています。
- 町内の下水道整備は、磐井川流域関連平泉町公共下水道事業、長島中央地区農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業の3事業により公共用水域の水質保全に努めています。公共下水道整備事業は概成しています。

(6) 市街地開発事業

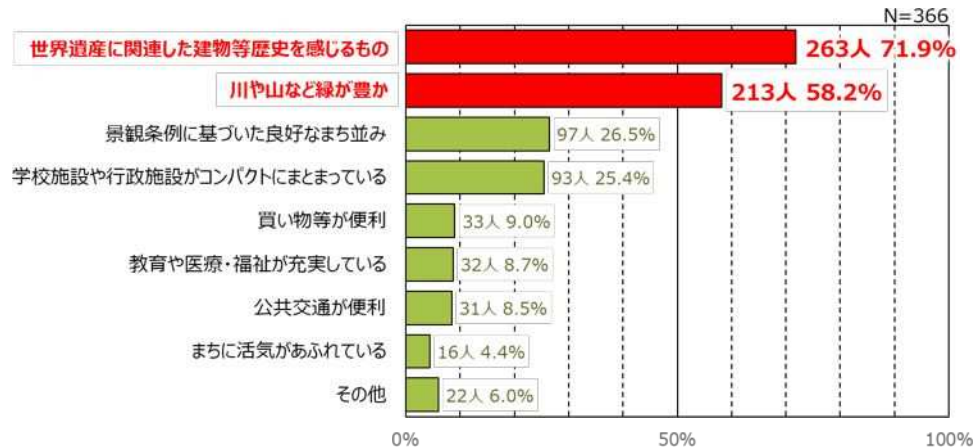
- 土地区画整理事業は、鈴沢地区（11.3 ha）で施行済みです。

第1章 都市の現状

3 住民意向

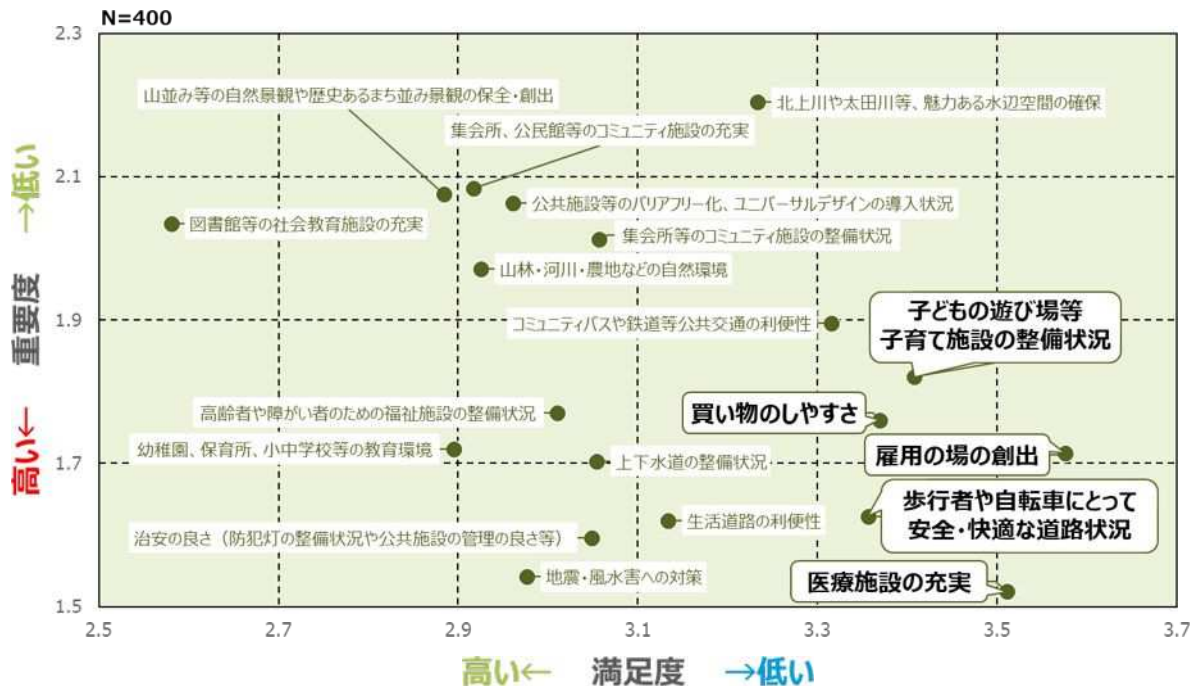
(1) 住民向けアンケート

- 町民に対して行った無作為抽出アンケートで、平泉町の良いところについては、「世界遺産に関連した建物等歴史を感じるもの」、「川や山など緑が豊か」に票が集まりました。



▲ 平泉町民が考える町の良いところ

- 課題としては、「買い物のしやすさ」「子どもの遊び場等子育て施設の整備状況」「歩行者や自転車にとって安全・快適な道路状況」が浮かび上がってきました。

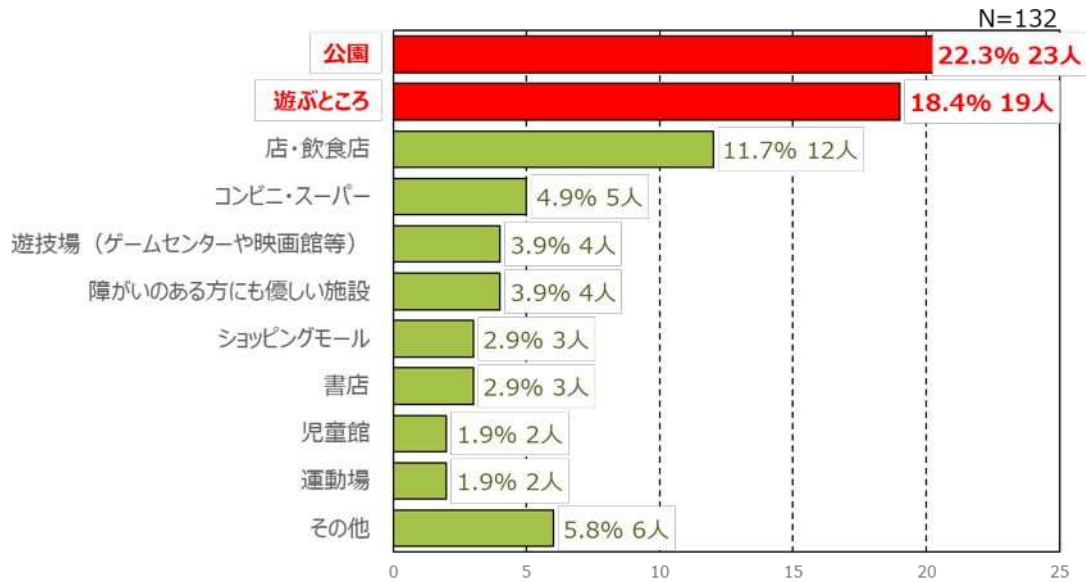


▲ 平泉町民の満足度・重要度

第1章 都市の現状

(2) 中学生向けアンケート

- 町内の中学生にアンケートを実施した結果、地域に公園・遊ぶところが必要だと考えていることが分かりました。



▲ 平泉町内中学生が地域に必要なだと考える施設

(3) 住民懇談会

- 住民懇談会では、以下のような意見が挙がりました。

1) まちの資源・魅力

- 景観、景色
- 歴史や文化等誇れるものがある
- 静かでコンパクトなまち
- エビカ

2) まちの課題

- 土地の利用、保全、地域資源の適切な維持管理
- 主体的な町民参加、取り組みの不足
- まちの活性化



第2章 都市の将来目標

第2章 都市の将来目標

1 都市づくりの課題

本町を取り巻く状況は、以下の通りです。

本町を取り巻く状況

- 人口減少、少子高齢化の進行
- 世界遺産と町民生活の両立
- 担い手減少に伴う自然環境の整備不良
- 自動車、自転車、歩行者が安全に共存できない道路
- 買い物や娯楽、通院に不便
- 平泉スマートインターチェンジ駐車場の広い敷地が活用しきれていない
- 住民参加を進める取り組みの不足

よって、本町の課題を以下の通り設定します。

本町の課題

- 町民生活と両立した歴史的まちなみの維持
- 町の財産である自然環境の保全
- 雇用の場の創出・産業活性化
- 都市基盤施設の整備・充実
- 歩道、自転車道の維持・保全
- 平泉スマートインターチェンジ駐車場の活用
- 住民参加の取り組み



第2章 都市の将来目標

2 都市づくりの基本目標

本町の課題から、本計画における都市づくりの基本目標を以下の通り設定します。

町民生活と両立した歴史的まちなみの維持	悠久の歴史とともに 今を生きるまちづくり
町の財産である自然環境の保全	豊かな自然環境と 調和するまちづくり
- 雇用の場の創出・産業活性化 - 都市基盤施設の整備・充実	いつまでも住み続けたい まちづくり
- 歩道、自転車道の維持・保全 - 平泉スマートインターチェンジ駐車場の活用	安全で魅力や活力に あふれるまちづくり
住民参加の取り組み	みんなで進めるまちづくり

基本目標	対応する 総合計画の 基本方針
<u>みんなで進めるまちづくり</u> 本町の誰もが自立、社会参加できるまちづくりを目指します。	1 つながりを力に
<u>悠久の歴史とともに今を生きるまちづくり</u> かけがえのない歴史文化遺産と景観を守るとともに現代そこで生きている町民が快適に暮らし、訪れた人々が快適に過ごせるまちを目指し、多様な人々が集い、賑わい、交流が生まれるようにします。	3 歴史・文化・自然 の恵みを力に
<u>豊かな自然環境と調和するまちづくり</u> 本町固有の自然環境や歴史文化遺産を保全しつつ、安全で快適な都市活動を確保するため、計画的な土地利用と交通体系の実現を図ります。	
<u>安全で魅力や活力にあふれるまちづくり</u> 子供からお年寄り、障害のあるなしに関わらず町民全員が安全・安心・快適に暮らせるように、生活道路、公園、下水道等の生活基盤施設や高齢者対策、コミュニティ活動等に資する施設整備を図ります。	2 新しい魅力を力に
<u>いつまでも住み続けたいまちづくり</u> 本町に生まれ育った人や本町に新しく住む人が、生き生きと学び、働き、いつまでも住み続けたいとなるような学習、雇用機会の確保と、まちの活性化のための新産業の導入、育成、定着を図ります。	

第2章 都市の将来目標

3 将来の都市構造

(1) 都市環境の骨格

奥州山脈系に連なる山地と森林、本町を縦断する北上川とその流域に広がる田園などの豊かな自然環境は、本町に数多く存在する古代からの貴重な歴史文化遺産を育み、町民の心のよりどころとなっています。こうした本町固有の自然環境と歴史文化遺産が、町民の快適な都市生活と調和しながら、将来にわたって維持されるよう、自然環境と歴史文化遺産を骨格としたまちづくりを進めます。

また、本町の歴史文化遺産や自然環境は、町民の心のよりどころであると同時に、本町を訪れる様々な人々の心を惹きつけ、広く人と人との交流を生み出す貴重な資源でもあり、保全に努めます。

① 市街地を囲む山地の自然環境の保全

- 本町の市街地を囲む東稲山をはじめとする山地は、市街地から望む良好な自然景観として保全するとともに、町民や本町を訪れた人々が自然と親しむ空間として活用を図ります。

② 河川環境の整備

- 一関遊水地事業により整備されている北上川は、水質と生態系の維持に努めながら、町民の憩いの場としても活用を図ります。また、北上川に流入する太田川、衣川においても関係機関と連携して緑地・水辺空間の保全・創出を図ります。

③ 歴史文化遺産と緑の調和

- 訪れる人々が豊かな自然環境の中で歴史・文化・観光体験ができるように、中尊寺や毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山及び柳之御所遺跡、達谷窟などの歴史文化遺産を囲む貴重な緑地空間の保全、創出を図ります。
- 個別資産ごとに策定されている「保存活用計画」に基づいて、資産の保全・整備並びに活用につとめ、「平泉の文化遺産」を尊重したまちづくりを推進していきます。

④ 豊かな農業環境の保全

- 北上川や太田川などに沿って広がる農地は、本町固有の郷土景観であり、町民の身近な緑の景観として親しまれていることから、都市的土地利用との調和を図りながら保全に努めます。
- 日本農業遺産に認定された東稲山麓地域に属する長島地区においては、「日本農業遺産保全計画」に基づき保全を図ります。日本農業遺産の普及・啓蒙活動を通して農業従事者や関係人口の創出による移住促進を目指し、農業環境の保全を図ります。

⑤ 堤防及び道路における緑の創出

- 堤防及び道路の盛土全体を包み込む緑地空間を関係機関と連携して維持しながら、水辺等の環境を活かした広域的な交流を育む緑の空間の整備を図ります。

⑥ 市街地内での身近な緑の創出

- 衣川以北の北部地域、中心市街地を形成する中部地域、太田川以南の南部地域の既成市街地や平泉スマートインターチェンジ周辺において、公園・緑地等身近な緑の創出を図り、平常時は日常

第2章 都市の将来目標

の憩いの場として活用し、緊急時には避難場所や災害時の拠点として活用できるような空間の整備を図ります。

(2) 拠点と連携軸の配置

生活サービス機能と居住を集約させることで、生活利便性の維持・向上を図るコンパクトなまちづくりの考え方にに基づき、拠点と連携軸を配置します。

本町における活力ある都市生活を将来にわたって支え、多種多様な人々の交流から新たなコミュニティや文化、産業等が生まれるような都市の拠点を配置します。また、各拠点間の機能が連携することによるさらなる活性化を図るため、連携軸によるネットワークを位置づけます。

1) 拠点

① 中心拠点

- ・町役場、学習交流施設エピカ、保健センターなどを中心とした町の中核となるゾーンを本町の中心拠点と位置づけ、行政・文化・福祉施設などの機能の充実を図ります。

② 交流拠点

- ・平泉駅周辺と平泉スマートインターチェンジ周辺を町民と周辺住民、観光客が交わる交流拠点として位置づけ、商業・業務機能の活性化を図るとともに、観光関連機能を中心とした各種都市機能の誘導と土地の高度利用化を図り、歴史の町の玄関口にふさわしい拠点づくりを推進します。
- ・道の駅平泉、県立平泉世界遺産ガイダンスセンター、水辺プラザを中心に、歴史文化遺産や水辺環境を活かしながら、歴史・自然学習及び親水レクリエーション機能を備えた広域的な交流の拠点として維持します。

③ 産業拠点

- ・町内における工業関連施設の集積地として瀬原工業団地と高田前工業団地を産業拠点に位置付け、円滑な産業活動を支えるため、広域交通網とのネットワークを維持します。

④ 歴史・文化・観光拠点

- ・世界遺産に登録されている中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山、また、追加登録を目指している柳之御所遺跡、達谷窟といった歴史文化遺産を歴史・文化・観光拠点に位置づけ、平安時代の都市景観も参考にしながら歴史的趣のある雰囲気づくりを行います。また、周辺部には歴史文化遺産と連携して歴史・文化・観光体験の質を向上させるような商業施設、観光サービス施設などの誘導を図ります。

⑤ 生活拠点

- ・太田川以南の南部地域における地域活動と生活の中心となる生活拠点を維持し、地域住民にとって利便性の高い商業及び生活関連サービス施設等の集積を図ります。
- ・長島地区の地域活動の中心となる施設が集積したエリアを生活拠点として位置付け、維持を図ります。

第2章 都市の将来目標

2) 連携軸

① 都市の交流軸

- 各拠点の機能を強化し、各拠点間の機能補完や連携を図ると共に、国道4号及び平泉バイパス、一般県道三日町瀬原線を南北の都市軸、主要地方道平泉巖美溪線、一般県道相川平泉線を東西の都市軸として位置づけ、各種都市機能の誘導を促進します。

② 観光回遊の環

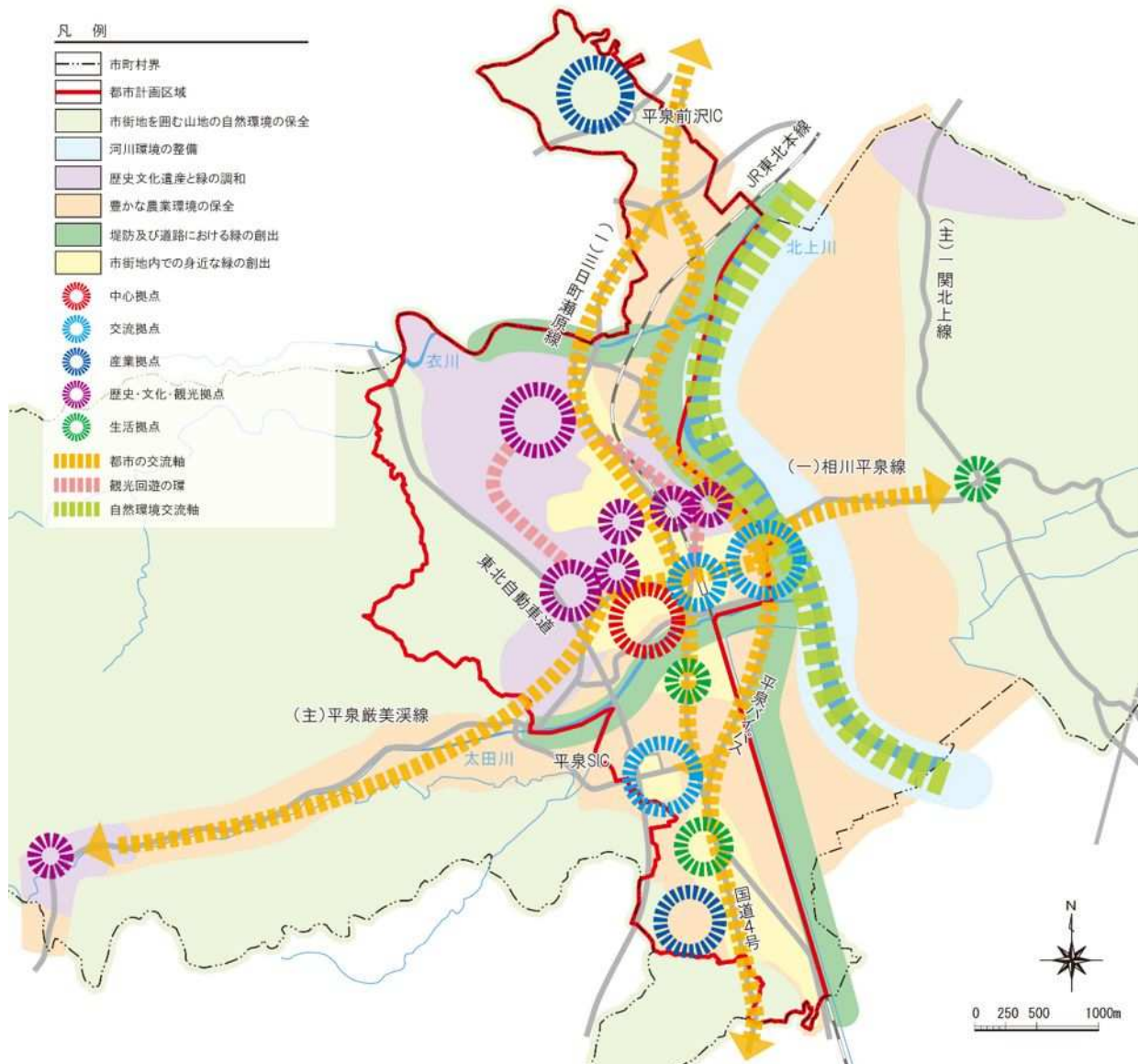
- 総合的な歴史観光、レクリエーション都市を目指し、世界遺産群を中心とした歴史・文化・観光拠点と交流拠点である平泉駅と道の駅、中心拠点を結ぶ回遊の「環」を維持し、巡回バスるんるんやレンタサイクル、徒歩などによる安全、快適で楽しい観光・レクリエーション回遊の充実を図ります。

③ 自然環境交流軸

- 周辺地域の代表的な自然環境と自然景観の要素である北上川を市街地と自然環境が交流する主要な軸である自然環境交流軸に位置づけ、沿川に整備された河川空間を維持し、町民や本町を訪れた人々の間での交流を促進します。

第2章 都市の将来目標

■将来の都市構造



第3章 都市全体構想

第3章 都市全体構想

1 土地利用の基本方針

土地は、あらゆる活動の基盤であり、土地利用の方法は、本町の発展や町民生活の向上に深い関わりを持ちます。本町の将来像“輝きつむぐ理想郷 ーいにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまちー”の実現を目指すため、住民向けアンケート調査や住民懇談会などによる住民意向、「第6次平泉町総合計画」や「国土利用計画平泉町計画―第4次―」、「一関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岩手県）」などを総合し、ここに土地利用の基本方針を定め、計画的な土地利用を推進します。

(1) 土地利用の基本的な方針

① 土地利用の需給バランス変化への対応

- 都市的土地利用については、低未利用地の有効利用を促進し効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。「第2期平泉町空き家等対策基本計画」等に基づいた幹線道路沿道や既存市街地内の空き地、空き家の活用や、既存市街地の近隣への都市的土地利用の誘導を行うことで、市街地の密度の確保を図るとともに、新たな土地需要への対応と無秩序な市街地の拡散を防止します。
- 人口減少や担い手不足による耕作放棄地の更なる増加が見込まれますが、過度な土地利用の転換により、古くからの生態系や健全な水循環、平泉町の特徴である歴史ある文化的景観等に、将来にわたる影響があることから、農地、森林、宅地などの土地利用の相互転換については、慎重な配慮のもとで計画的に行うものとします。

② 自然環境の計画的な保全と活用

- 史跡のみならず周囲の自然地形を含む平泉の文化的景観は、自然の中に人為的造形が溶け込み共生しているという特徴があります。平泉町景観計画に即した町土地利用を推進し、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた美しい景観の保全・形成・継承を推進します。町民の誇りである歴史的資源はそれらを取り囲む緑地と共に保全し、訪れる人々が自然の中で歴史・文化が体感できる空間としての活用を図ります。
- 大規模農地を保全し、優良な農業生産基盤を確保し、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図るとともに、都市の景観要素としての活用を図ります。
- 町土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進します。自然環境における健全な生態系を維持・回復し、社会活動と自然との共生を図ります。また、北上川及び流域の自然を保全するとともに、町民、来訪者間の交流を育む環境としての活用を図ります。
- 平泉町らしい歴史ある自然景観や豊かな自然環境と共にある生活環境を保全しながら、新エネルギー・省エネルギーの推進による地球温暖化対策を進め、効率的な廃棄物処理システムを確立し、後世へ繋ぐ環境づくりを推進します。

第3章 都市全体構想

③ 複合的な施策と多様な主体の取組の推進

- 町土を適切に管理し、荒廃させない取組を進め、町土に多面的な機能を発揮させるために、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進します。また、農地の保全管理や森林づくり、河川の美化活動など、地域住民が主体となる取組や民間企業等の参画などを推進し、地域との合意形成を築きながら土地利用の総合的な調整を図ります。
- 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な町土利用を基本に、農地や森林の持つ町土保全機能の向上を図ります。また、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた災害対策を推進し、町土の安全性を総合的に高める取組を推進します。

(2) 土地利用の類型と配置方針

土地利用の基本的な方針に基づき、本町の目指す土地利用を9種類に区分し、都市計画区域については都市計画制度などにより適切な運用を図ることはもとより、都市計画区域外についても適切な誘導を図ります。

① 住宅地

- 住宅地は、市街地からの通過交通の排除を図り、歴史的景観と調和した快適な住環境の維持を図るとともに市街地整備や民間による住宅建設の促進等により、若者や退職者の定住拠点となる良好な住宅・住宅地づくりを促進します。また、生活道路や身近な公園、下水道の整備など、既存住宅地の環境整備に努めます。

② 中心商業地

- リノベーション等による空き家・空き店舗の有効活用、空き地の活用を図り、商業、宿泊などの観光関連サービス施設等を誘導し、賑わいあふれるゾーンの形成とともに、快適な買い物や飲食店等レクリエーション空間の形成を図ります。

③ 広域交流ゾーン

- 道の駅平泉、県立平泉世界遺産ガイドダンスセンター、文化遺産センター及び北上川河畔の水辺プラザを中心に、広域的な交流の場となる学習施設、多目的広場、眺望施設、駐車場、緑地・親水空間、防災ステーション等各種機能を複合した施設を維持します。
- 平泉スマートインターチェンジの南側ゾーンについても、平泉町への重要な玄関口の1つに隣接する場所であることから、町民や観光客の交流拠点となるような施設等の誘致を進め、あわせて雇用の場の創出を図ります。

④ 沿道利用地

- 太田川以南の国道4号と一般県道三日町瀬原線の並行する区間及び衣川以北の一般県道三日町瀬原線の沿道区間を沿道利用地として位置づけ、自動車利用の利便性を活かした商業・業務、自動車関連サービス、飲食等の施設の誘導を図ります。

⑤ 工業地

- 町の南北にそれぞれ立地する高田前工業団地と瀬原工業団地については、東北自動車道平泉前沢

第3章 都市全体構想

インターチェンジや平泉スマートインターチェンジ、平泉バイパス等との円滑な接続を維持します。

- 既存工業地の自然環境や景観との調和を維持しながら、必要な工業用地の確保を図り、本町の産業の更なる活性化を目指します。

⑥ 住工複合地

- 都市計画区域最南部の国道4号と一般県道一関平泉線が交わる地域は、工場敷地内の緑化促進と工場の配置や意匠の検討により、工場の生産環境と住環境、歴史的景観環境の調和を維持します。また、商業及び生活関連サービス施設等を誘導し、南部地域の活動と生活の中心となるゾーンの形成を図ります。

⑦ 文化・歴史環境ゾーン

- 中尊寺、毛越寺をはじめとする歴史資源に恵まれたゾーンは平安時代の都市景観も参考にしながら周辺の自然と調和した観光地としての計画的な整備を行います。また、本町の風致上重要な役割を果たしている歴史資源を囲む森林などはその自然環境の保全に努め、観光地としてのみならず町民の日常の安らぎの場となるレクリエーション機能としての活用を図ります。

⑧ 農業地域

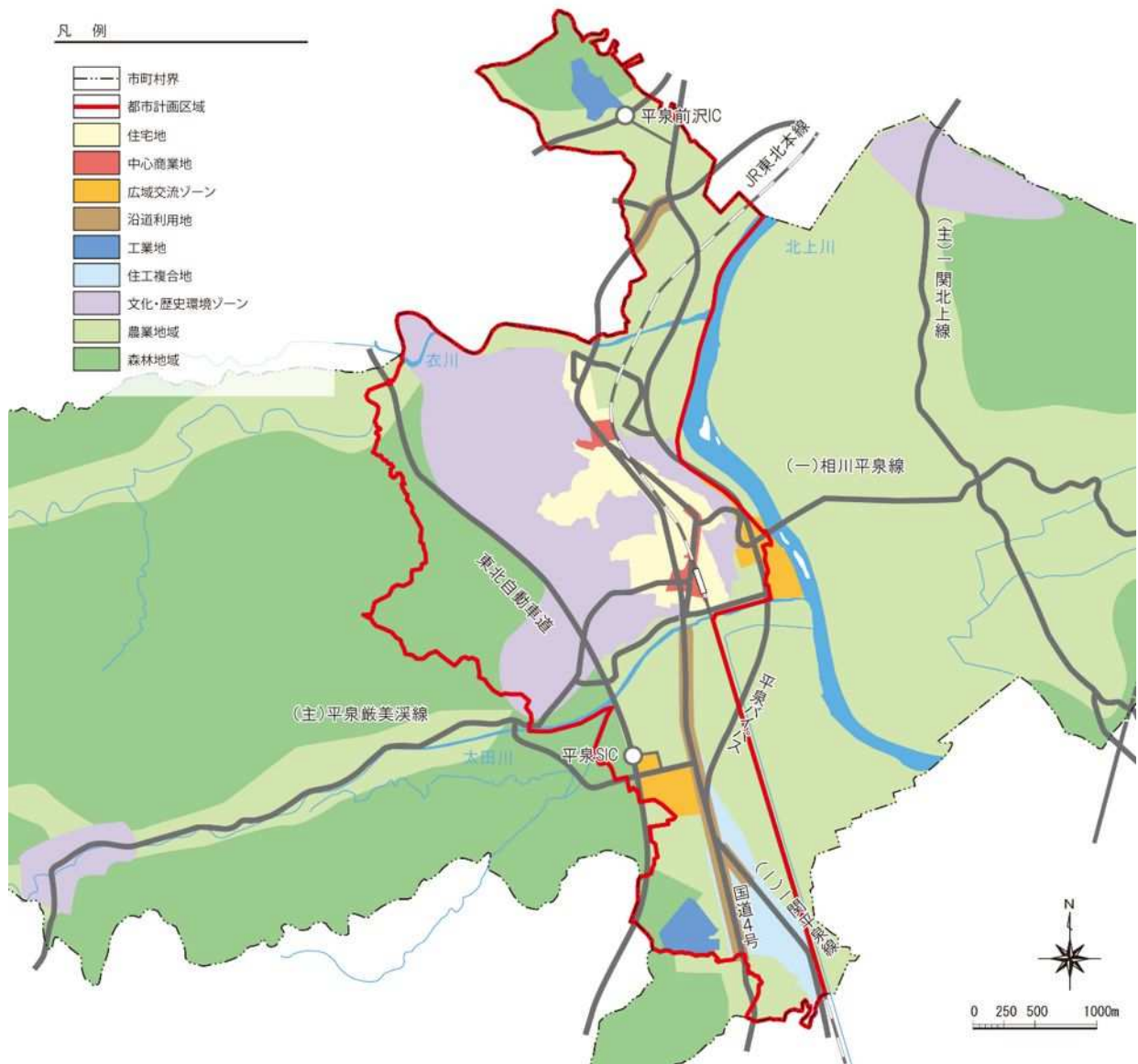
- 都市的土地利用による農業振興地域の見直しを進めるとともに、食料の安定的な供給の確保や農業の持続的な発展と農村の振興に向けて、優良農地の保全や遊休農地の活用、集落環境の整備を進めます。

⑨ 森林地域

- 国土保全や水源かん養、野生動物の生息環境、木材生産などの多様な機能を総合的に発揮させるため、森林ゾーンの保全を図るとともに、町民や観光客が森林に親しむ場や機会づくりを進めます。

第3章 都市全体構想

■土地利用方針図



第3章 都市全体構想

2 交通施設整備の基本方針

(1) 交通体系の基本方針

広域的な交流や産業の活性化を促進する発展的な土地利用を支えるため、広域的交通ネットワークの充実に向け、主要幹線道路等にアクセスする町内道路網の整備や維持を図るとともに地域公共交通体系の整備を検討します。

また、車、自転車、人や環境にも優しい交通環境を実現するために、歩行者道、自転車道、車道等のネットワークや構造等を総合的に検討し、高齢の方や障がいのある方にとっても利用しやすい安全で快適な交通環境の形成を目指します。

① 都市構造を支える総合的な幹線道路網の維持・整備促進

- ・計画的かつ発展的な土地利用を支え、交流と連携による本町の活性化を目指すため、高速交通体系と連動した国道、県道等の幹線道路網の広域的交通アクセスを維持します。
- ・国・県道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、地域の要望を踏まえながら、幹線道路から身近な生活道路に至るまで町道網の整備を計画的に推進するとともに町民との協働により、適正管理、維持補修に努めます。

② 人に優しい安全で快適な交通環境の整備

- ・道路整備にあたっては、防災対策やユニバーサルデザイン化、環境・景観の保全に配慮した環境と人にやさしい道づくりを進めます。高齢化社会や福祉社会に対応した交通施設は、全ての歩行者にとって安全性・快適性が高いことから、バリアフリー化促進を続けます。
- ・中尊寺通りと連綿する市街地は、自動車の速度や交通量を抑制し、歩行者や自転車が安心して通過できるゾーンとして維持します。中尊寺通りは沿道居住者のための生活道路として維持するとともに、観光回遊のための主要ルートとして保全を図ります。
- ・町民一人ひとりが健康寿命を延伸し、心身ともにいつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、身体活動・運動を実施できる良好な環境を整えるため、自然・歴史環境が満喫できる観光ルートとして環境との共生を図った安全で快適なウォーキングトレイル（歩行者道）の維持・保全に努めます。また、自転車道やレンタサイクルの更なる充実を図ります。
- ・歩行者の安全を確保するため、歩道の除排雪を行い、冬期間の歩行者空間の確保を図ります。また、町民の安定した生活の確保に向け、除排雪機械の計画的な更新や除排雪体制の充実強化に努めます。
- ・初めて町に来た観光客の方でも徒歩や自転車でスムーズに町内を巡ることができるよう、主要な観光地へのルート上における案内表示を検討します。

③ 生活や観光を支える公共交通機関の維持

- ・高齢者や子ども等の交通弱者の日常生活に不可欠な交通手段として、路線バスの維持対策のほか、本町の状況に応じた地域公共交通体系の整備について検討します。
- ・観光客の町内移動手段となる巡回バスるんるんの維持や、レンタサイクルの拡充など観光交通の充実を図ります。

第3章 都市全体構想

(2) 幹線道路の整備方針

1) 広域間の幹線道路

① 高規格幹線道路

- 高規格幹線道路である東北自動車道の平泉前沢インターチェンジや平泉スマートインターチェンジは、本町の産業、観光等地域活性化の核となる重要な道路として機能しており、今後もさらなる広域都市間の連携強化を図るため、アクセス道路や周辺施設の維持管理に努めます。

② 広域幹線道路

- 国道4号平泉バイパスは、広域都市間の連絡を強化する都市の主軸として、また中心市街地の交通渋滞の解消を目的とした広域幹線道路として整備されており、今後も維持します。
- 都市計画道路一関平泉線（国道4号）の4車線化や、国道284号、国道343号広域幹線道路の整備促進、（仮称）栗原北上線の県道への昇格を関係機関に積極的に要請し、周辺市町村間や各拠点間の連絡を強化します。

2) 都市の骨格となる幹線道路

① 南北方向の都市軸

- 一般県道三日町瀬原線は、国道4号平泉バイパスの整備に伴い広域幹線道路から都市内主要幹線道路としての機能へ転換することとなり、市街地内への通過交通が排除されたため、都市活動を支える中心的道路として、今後は歩行環境の維持など、道路のアメニティー形成や沿道利用の促進を図ります。
- 一般県道一関平泉線は、平泉バイパスと並行し一関市との連絡機能を有しており、都市の骨格及び地域内の幹線道路を兼ねる道路として、歩行環境の改善と沿道利用の促進を図ります。

② 東西方向の都市軸

- 主要地方道平泉厳美溪線は、町内の貴重な文化遺産の1つである達谷窟と町の中心市街地や世界遺産の集まっている地域を結ぶ道路であり、町内周遊観光の主要ルートとして維持を図ります。
- 一般県道相川平泉線は、中心市街地と道の駅平泉、北上川を渡って長島地区の中心拠点を結ぶ、生活や観光に重要な東西軸であり、維持を図ります。
- 都市計画道路坂下線は、一般県道三日町瀬原線と平泉バイパスを繋ぐ路線として、維持します。
- 毛越寺通りのシンボルロード化に伴い、中心市街地への通過交通の流入防止及び良好な歴史環境を保全するため、町道祇園線及び町道中学校線の整備を行いました。今後は南部地域への連絡、市街地と周辺地域及び町域西部との交流の活性化を図る幹線道路として維持・保全を図ります。

3) 地域内、市街地と周辺地域を連絡する幹線道路

① シンボルロード

- 中尊寺通りは、平泉駅から中尊寺までの参道としてコミュニティモール化を図り、沿道の商店街と歴史資源を活用した門前町として、歩行者にとって安全で魅力ある道路として、歩いて楽しい

第3章 都市全体構想

まちを目指して整備されました。今後は整備済み区間の維持を図ります。

- 毛越寺通りは、平泉駅から毛越寺までの参道として機能するシンボルロードであり、広域的な幹線機能を持つ主要地方道でありながら、街路そのものがかつての東西大路跡と重複する重要な遺構です。より古都平泉にふさわしい安全で快適な歩行空間、魅力的な買い物空間、風格ある歴史的景観の形成を図ります。

② 周辺地域を連絡する幹線道路

- 主要地方道一関北上線は、北上川西側の地域と周辺地域を連絡する道路として維持します。

③ その他の幹線道路

- 一般県道長坂束稲前沢線は、市街地と周辺地域を連絡する道路として維持します。

第3章 都市全体構想

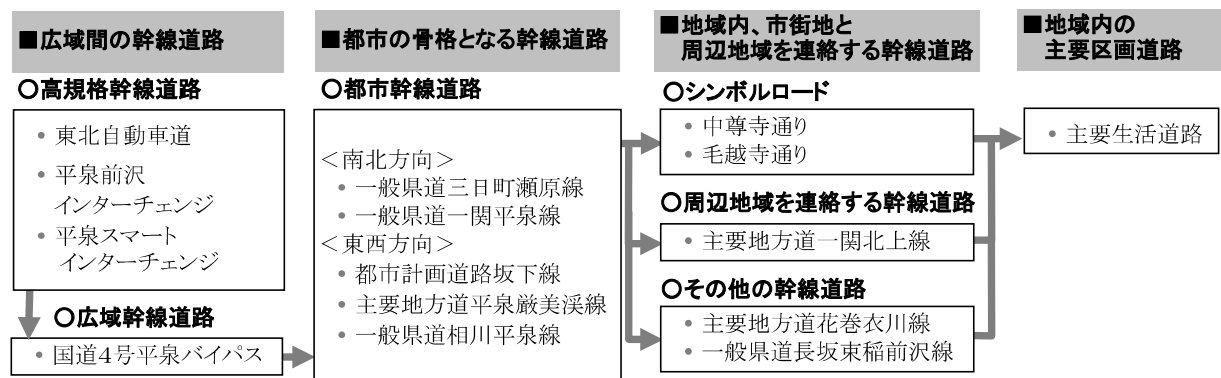
4) 主要な生活道路の整備方針

多様なニーズに対応し、良好な生活環境を形成するため、地域の日常生活に密着した身近な生活道路の整備を促進します。

●主要な生活道路の考え方

- ・既存の1・2級町道を中心に、各地域間の連絡を強化する道路です。
- ・地域内においては、生活交通や各種コミュニティ活動の軸となる道路です。
- ・可能な限り公民館、公共公益施設、公園・広場等をネットワークし、安全で快適な施設利用が可能となります。
- ・高齢化社会に対応し、デイサービスセンターの送迎車両や介護のための特殊車両の巡回ルートとしても利用されます。
- ・災害時には消火活動や救急活動が円滑に行われます。
- ・歩道や植栽の設置、バリアフリー化を検討します。

■道路ネットワークの構成



第3章 都市全体構想

■道路整備の基本方針図



第3章 都市全体構想

3 公園・緑地整備の基本方針

(1) 公園・緑地整備の基本方針

公園や緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設であり、現在、史跡公園が4箇所、ポケットパークが5箇所、親水公園（水辺プラザ）が1箇所整備されています。

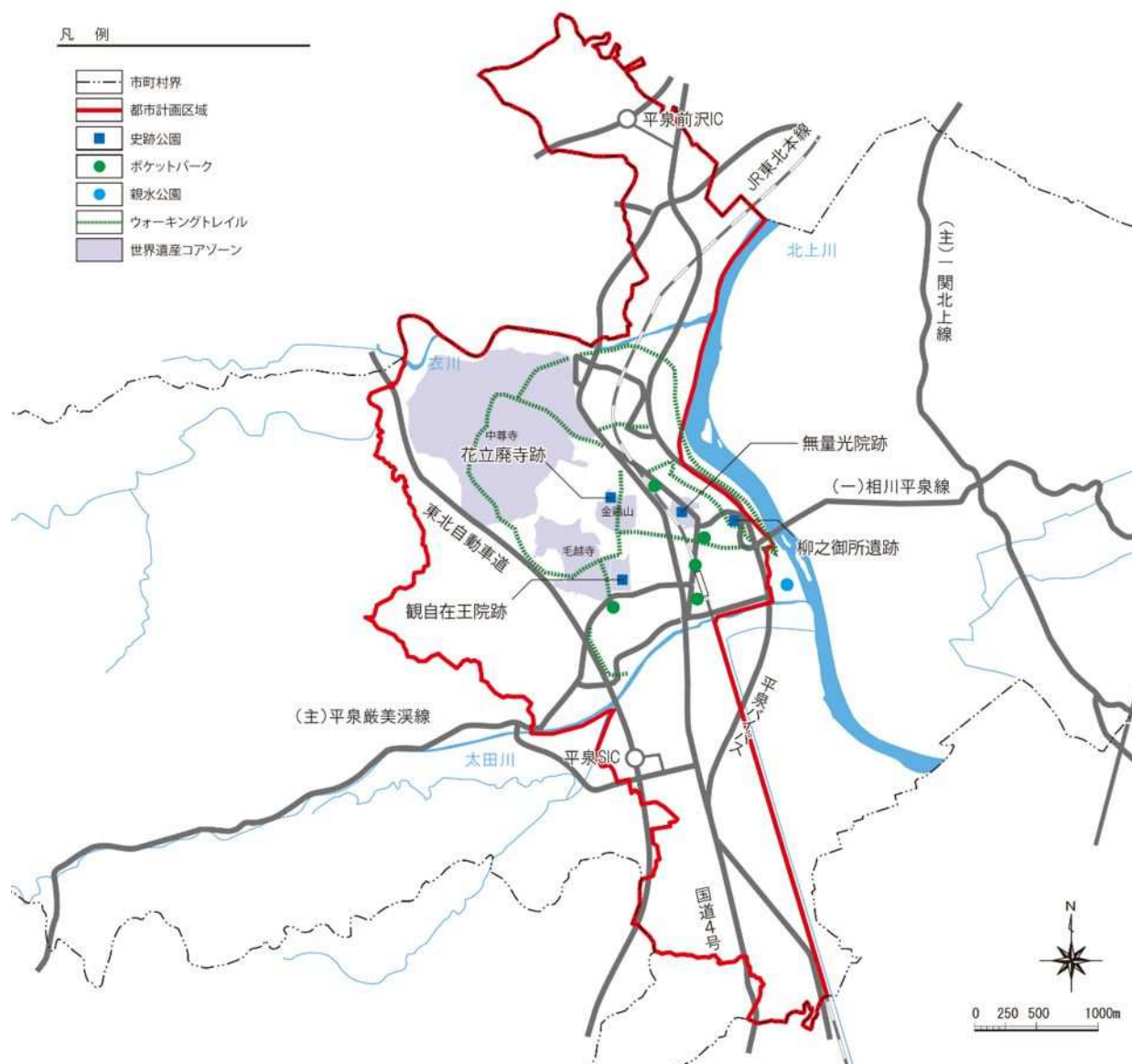
しかし、子どもたちが安心して遊べる身近な公園や世界遺産の町として観光客がゆっくりと時間を過ごし、平泉の良さを実感できる公園・緑地・水辺の整備状況は十分とはいえず、市街地や集落内における身近な公園・緑地等の充実を図る必要があります。今後とも歴史的景観を守り、うるおいのある生活環境の整備と観光地としての魅力を高めるため、公園や緑地、広場の整備・充実を図ります。

(2) 公園・緑地の整備方針

- 観自在王院跡、花立廃寺の維持管理の充実と利用を促進するとともに、世界遺産の構成資産である無量光院跡や文化遺産である柳之御所遺跡を、町民や観光客がゆっくりと憩える史跡公園として整備します。
- 町民の交流の場、憩いの場、子どもの遊び場など、子どもたちが安心して遊び、誰もが気軽に憩えるとともに防災空間を確保するため、身近な公園・緑地の施設整備の充実を図ります。
- 街の中にうるおいのある空間を創出するため、ウォーキングトレイルや町内の環境、景観に配慮し、地元住民や観光客が憩えるポケットパークを維持します。
- 各地域の公園・緑地・広場の整備に対し支援するとともに、地域の自主的な管理を促進します。

第3章 都市全体構想

■公園緑地の整備方針図



第3章 都市全体構想

4 河川・上下水道整備の基本方針

(1) 河川整備の基本方針

① 河川整備の基本方針

本町の中央部を南北に流れる北上川や、北上川に流入する太田川、衣川における河川整備は完了しているため、維持に努めます。

また、中小河川の河道掘削等維持に努めます。

② 河川整備の整備方針

- 北上川の平泉地区水辺プラザは、親水公園やイベント広場など交流・連携の拠点として期待されており、地域での利用と自主的な維持管理を支援促進します。

(2) 上水道整備の基本方針

① 上水道整備の基本方針

平泉町の水道事業は、水道拡張整備を完了しており、建設の時代から水道施設の維持管理や改築更新の時代へと移行しています。今後は、水道施設の改築更新や経営改善等への課題に取り組みながら水道事業を進めていく必要があります。

平泉町は、少子化傾向により人口減少の時代の到来、節水型社会への変化などを踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められています。

② 上水道の整備方針

- 水道拡張整備は完了しているため、現在稼働している施設については、今後更新需要が増加するため、建設事業計画に基づき、浄水場、配水池及び老朽管の更新及び耐震化を行います。

(3) 下水道整備の基本方針

① 下水道整備の基本方針

下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善、循環型社会形成への貢献等、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町の下水道整備は、磐井川流域関連平泉町公共下水道事業、長島中央地区農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業の3事業により公共用水域の水質保全に努めています。

今後は、引き続き計画的な整備促進を図るとともに未加入者の加入促進、下水道施設の適正な維持管理に努めていきます。

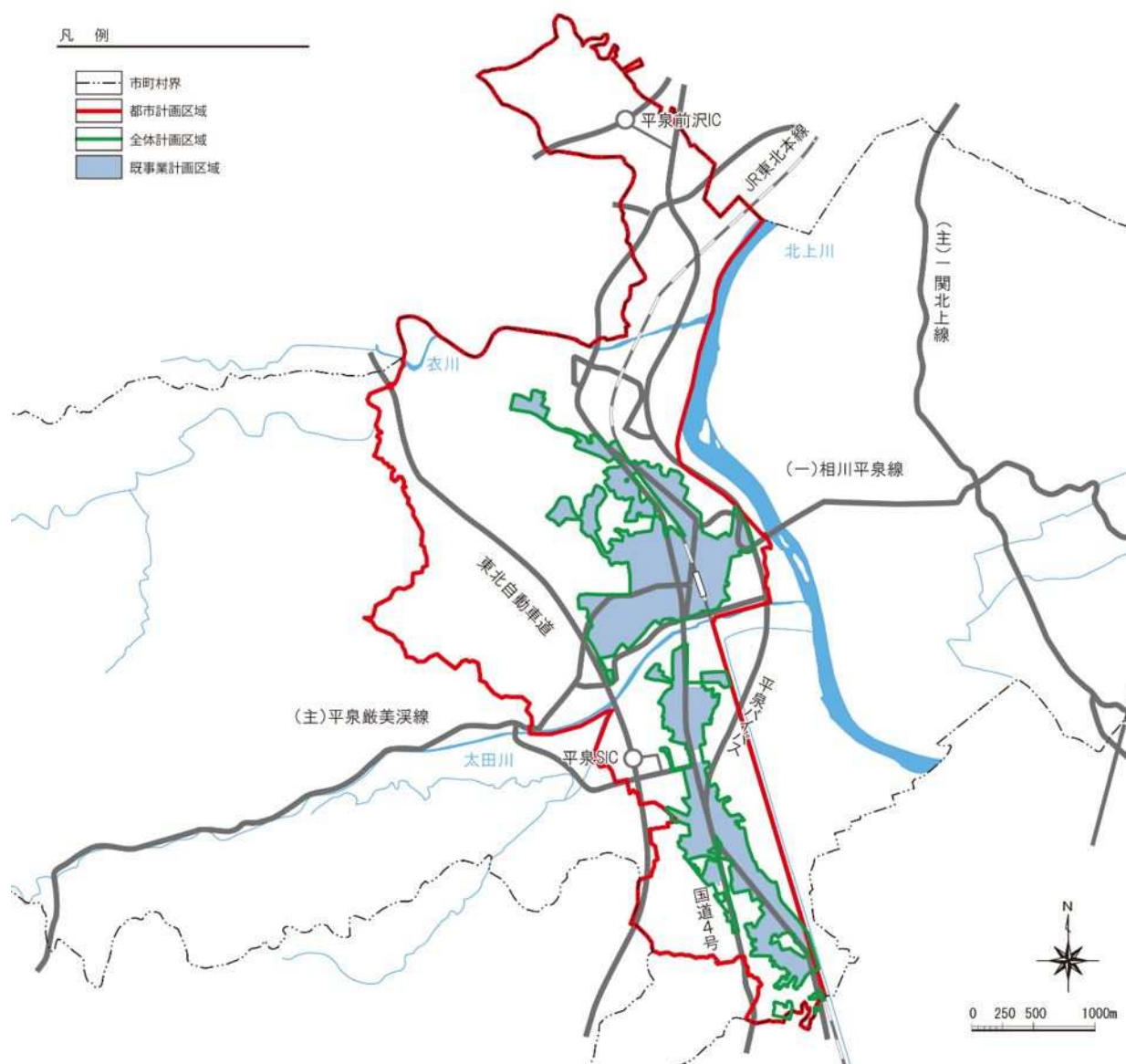
② 下水道の整備方針

- 公共下水道整備事業は概成しており、今後は適正な維持・管理を行い、良質な水環境の創出を目指します。また、水洗化率の向上を図るとともに適切な使用料水準への改定を行い、経営の安定化を推進します。

第3章 都市全体構想

- 水環境保全に関する広報・啓発活動や補助等を通して、公共下水道の加入と合併処理浄化槽設備の整備を促進するとともに公共下水道の適正な維持管理・長寿命化の促進に努めます。
- 農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに事務事業の効率化や経費の節減等を進め、受益者負担の適正化の視点から事業運営に必要な使用料水準への改定を検討し、農業集落排水事業の健全な運営に努めます。

■河川・上下水道の基本方針図



第3章 都市全体構想

5 都市防災の基本方針

(1) 都市防災の基本方針

本町の市街地は、奥羽山脈に連なる山地と北上川および北上川に流入する太田川、衣川に囲まれて市街地が形成されており、集中豪雨等による風水害・土砂崩れの危険性を有する都市です。平成19年9月の台風9号による長雨では北上川がはん濫し、本町でも大きな被害が発生したほか、令和元年10月の東日本台風による被害も記憶に新しいところです。また、周辺では平成20年6月に岩手・宮城内陸地震、同7月に岩手県沿岸北部を震源とする地震、平成23年に東日本大震災が発生しています。

地球温暖化の進行により、近年、異常気象を原因とした激甚災害が多発している上に、全国各地で大地震が予測され、より一層の防災体制強化が求められています。急速に高齢化が進行する中、災害時要援護者等の情報収集・情報伝達及び避難体制の確立や副次災害防止への対応が課題となっています。今後、町、関連機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していくため、「地域防災計画」に基づいて、災害に強い都市づくりを目指します。

(2) 都市防災の整備方針

① 避難所の確保

- 市街地の火災等の災害から町民の安全性を確保し、災害救援活動等を支える拠点となる広域避難所は、観自在王院跡史跡公園や花立廃寺跡史跡公園の歴史公園を活用し、安全確保が可能な公園緑地の利用を基本に確保します。
- また、地区公園や近隣公園及び小中学校等の大規模公共施設などを利用して、広域避難所への中継拠点となる一時避難所を確保し、併せて緊急の消火、救援活動に有効な防火水槽、資器材等の防災施設の整備や避難地となる小中学校や社会福祉施設等の耐震化、バリアフリー化を進めます。
- 道の駅平泉は、非常時の緊急物資の集積等、災害救助活動等の拠点として活用するため、防災ステーションとして維持します。

② 避難路の確保

- 町民を避難地に安全にかつ迅速に導き、災害時の活動を円滑に進めるため、国道4号平泉バイパス、主要地方道平泉巖美溪線、一般県道三日町瀬原線、一般県道相川平泉線、町道中尊寺通線、一般県道一関平泉線、都市計画道路坂下線といった幹線道路及び生活道路を避難路として維持します。
- 沿道建築物の不燃化・耐震化、電線類の地中化、落下物対策等により人的被害の低減や通行遮断の防止等を図り、避難路としての防災機能の向上を目指します。

③ 防火対策

- 主要地方道平泉巖美溪線や一般県道三日町瀬原線、一般県道相川平泉線といった市街地にある幹線道路、河川、鉄道等の空間は火災の延焼を防止する機能を備えており、沿道の建築物の不燃化と併せネットワーク化を図りながら、都市の延焼遮断帯として整備と活用を促進します。

第3章 都市全体構想

- また、公園緑地の施設整備、街路樹、公共公益施設での緑化など、様々な方策により延焼を防止する空間の創出にも努めます。
- 町内に多く存在する寺院等の重要な建築物については、貴重な文化財の消失を防ぐため、消防施設設備の充実や、町民や観光客等に対する防火の呼びかけを徹底します。

④ 地震対策

- 志羅山、鈴沢、泉屋地区などの家屋の密集した市街地、人の集まる施設が集積した地区では、主要生活道路や広場などオープンスペースの確保やブロック塀の生垣化、建物の耐震・不燃化の向上を図ります。
- 震災時の上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の被害軽減を図るため、耐震性、代替性の確保及び電線類の地中化の推進を図り、各施設の安全性を高めます。

⑤ 自主防災活動の育成・強化

- 都市防災に関しては、広報・啓発活動の推進や総合的なハザードマップの作成・活用、防災関係の諸施設の整備・改善による都市構造自体の防災性の強化が基本となりますが、住民の方々の防災活動も被害の軽減・抑制に重要となることから、今後も行政と町民の協力により自主防災意識の醸成や防災訓練の実施に努めます。

(3) その他都市防災に関する基本方針

① 水害対策

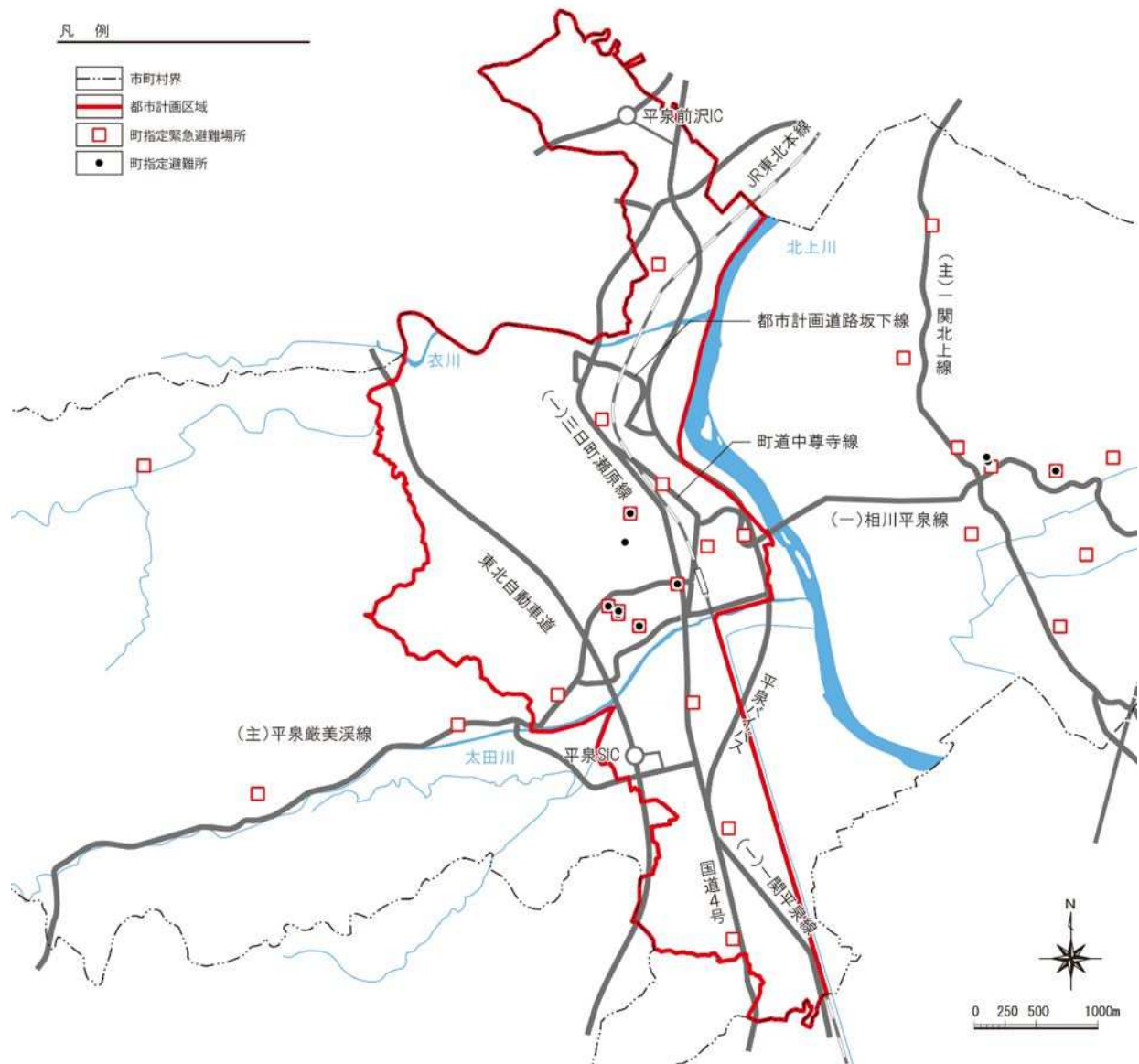
- 一閑遊水地事業により北上川、太田川、衣川の河川改修、堤防や遊水地の整備等の総合的な治水対策が完了しているため、市街地を洪水から守る治水安全性の確保に努めます。
- 道路や公共公益施設等の整備にあたっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を図ります。
- 新規の宅地開発では適切な排水施設となるよう努めます。

② 土砂災害対策・山地保全

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に努めると共に、警報システムの整備や危険住宅の移転を進めます。
- 土砂災害から住民の生活を守るため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等の指定やハザードマップの適度な見直しにより、実効性のある警戒避難体制を維持します。
- 山麓等における開発に対しては、危険な盛土等による土石流が大きな被害をもたらす恐れがあることから、必要な災害防止対策を行うよう指導に努めます。

第3章 都市全体構想

■都市防災の基本方針図



第3章 都市全体構想

6 景観形成の基本方針

(1) 景観形成の基本方針

本町は、仏教寺院や浄土庭園などの遺跡群が周辺の自然環境と一体となり、浄土の思想を表す貴重な文化的景観を誇る町です。これまで、平成 17 年に景観行政団体へ移行したことを皮切りに、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例(平成 20 年改正)」、「平泉町屋外広告物条例(令和 3 年一部改正)」、「平泉町景観計画(平成 27 年改定)」等に基づき、貴重な歴史的景観に配慮したまち並み整備を町民と一体となって進め、平泉の歴史と調和した景観形成に積極的に取り組んでいます。

今後も引き続き観光地としての魅力向上を図り、景観計画の時代変化に合わせた見直し等を実施しながら、町民の誇りと愛着が育まれ、町と町民が一体となって貴重な史跡とそれを取り巻く歴史的景観を守ることができるまちづくりを目指します。

(2) 景観形成の整備方針

① 屋外広告物への対処

- 「平泉町屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置については、既存の景観に配慮し、調和したものとなるよう規制・誘導に努めるとともに町民に対して積極的に説明会を実施し、普及・啓発活動を推進し、実効性のある制度にします。
- 町補助金を活用した違反広告物等の除去を支援し、景観阻害要因を減少させるとともに、屋外広告物の抑制や適正化に努めます。

② 景観計画の推進・見直し

- 「平泉町景観計画」は、景観法に基づく総合的な景観のマスタープランであり、町民や事業者の理解と協力のもと、かけがえのない自然景観や貴重な歴史・文化資源の保存に努め、本町の歴史と調和した景観形成に積極的に取り組み、美しい景観の整備を推進します。
- 「平泉町景観計画」は、平成 27 年の計画の改定から 10 年が経過し、時代の変化に即した見直しを適宜実施します。

③ 住民参加による景観づくり

- 「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の制定により、まちづくり審議会、まちづくりアドバイザー、重要公共施設デザイン会議が設置・役割分担され、住民参加のもと、まちづくりと一体となった施策展開を図ります。
- 地域や行政、専門家、事業者などが条例の趣旨を理解し、景観を守り育てる意識を共有することで、地域の特性を活かした景観の保全と景観づくりに努めます。

第4章 中心市街地の構想

第4章 中心市街地の構想

1 中心市街地のまちづくり方針

目指すイメージを以下のように設定します。

**暮らす人も訪れる人も
安全・安心・快適に過ごせる庭園都市づくり**

(1) 町民が安全・安心・快適に暮らすことができる居住環境の維持

- 町民の憩いの場となる公園の整備を検討し、住む人にとってもより快適に過ごせる庭園都市を目指します。
- 子供や高齢者を中心に、すべての町民にとって安全・安心・快適で、歩きやすいまちづくりを目指し、交通車両だけでなく歩行者にも優しい道路空間を維持します。
- 中心市街地への医療施設誘導により、町内における医療アクセス向上を図り、健康な町民生活の実現を目指します。
- 空き家バンク事業等、空き家対策を推進することで、中心市街地の空き家の適切な管理と発生の予防を促し、活用に努めます。

(2) 観光客が安全・安心・快適に巡ることができる回遊路の整備

- 世界遺産の構成資産及び主要な文化・歴史・観光拠点の徒歩及び自転車での回遊を想定した歩行者系道路を維持・保全します。
- 中尊寺通り・毛越寺通りはシンボルロードとし、維持管理を強化します。
- 町道衣関線の整備を推進します。
- 藤原まつり等、特に多くの人を訪れる期間には、平泉スマートインターチェンジ駐車場と中心市街地を結ぶバスの運行等により、観光客が快適に回遊できる環境の整備を検討します。

(3) 世界遺産資産の公園化と用途地域の見直し

- 中尊寺、毛越寺及び金鶏山地区に加えて、世界遺産資産である無量光院跡地区はもとより、柳之御所遺跡も整備を推進し、可能な地区は史跡公園としての整備も検討します。
- また、歴史的な都市づくりの観点から史跡管理との整合を取り、全体的な用途地域の変更を検討します。

第4章 中心市街地の構想

2 重点的まちづくり事業

経済状況の変化によって、本町の財政事情は引き続き厳しくなることが想定されます。都市計画マスタープランに基づいた各種都市計画事業を実現していくためには、町民の協力と共に、整備の優先順位の設定や財源などとの調整により、重点的かつより効果的なまちづくりを進める必要があります。

また、都市計画道路、公園などの基幹的な整備を進めるにあたっては、地区計画などによる緑や景観などの誘導的な都市づくりの組み合わせを検討し、総合的な都市づくりを進めます。

(1) 道路計画の再編成

- 都市計画道路一関平泉線（国道4号）4車線化要望
- 必要に応じて都市計画道路の整備検討

(2) 文化遺産（史跡）の公有地化及び公園化

- 柳之御所遺跡、無量光院跡の整備及び可能なゾーンでの歴史公園化

(3) 用途地域の見直し

- 史跡管理との整合と全体的な用途地域の見直し

(4) 地域内交通の多様化

- 観光利用と地元利用を配慮した巡回バス、コミュニティバス、タクシー、レンタサイクルなど地域内交通の維持

(5) 平泉回遊整備

- 平泉回遊、町民のレクリエーション回遊路をウォーキングトレイル事業等により維持

(6) 空き地整備

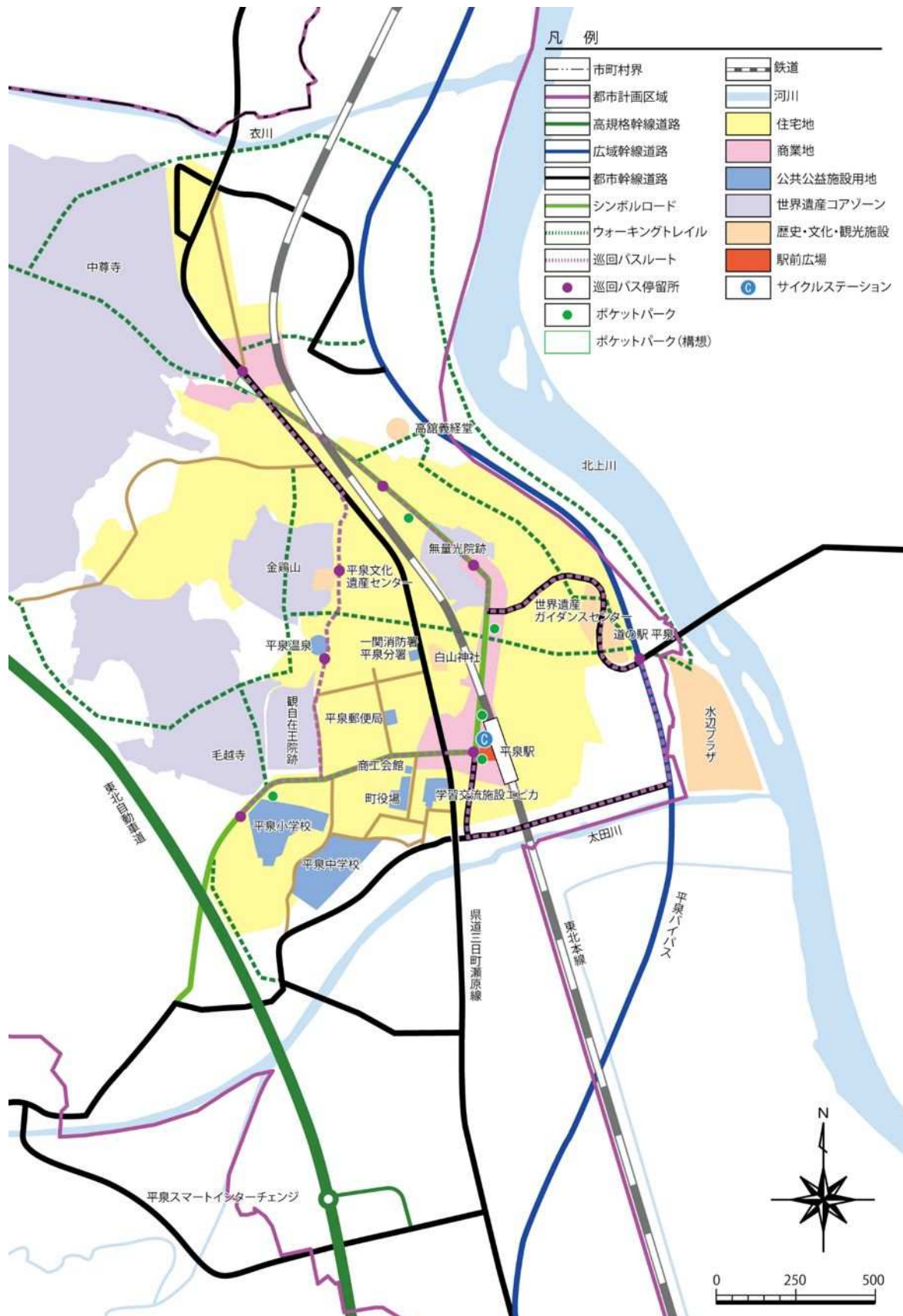
- 衣関地内周辺地域整備の検討

(7) 公園整備

- 公園整備の検討

第4章 中心市街地の構想

■ 中心市街地整備構想図



第5章 まちづくりの実現に向けて

第5章 まちづくりの実現に向けて

1 実現化への考え方

(1) 協働によるまちづくりの推進

- まちづくりは、地域に住み働く人々が、地域を単なる空間としてではなく、自らの生活の場所であるという認識と自覚に基づき、「住み」「働き」「憩う」空間として、安全性や快適性の向上を目標に進めていくことが大切です。
- 町民・事業者・町による協働の精神を基に、相互に協力しながら、まちづくりを円滑に進めていく必要があります。

(2) 土地利用の誘導

- 用途地域については土地利用との不整合がみられる地区等、土地の合理的・効率的な利用に向け、用途地域の適正な見直しを検討します。
- 用途地域外では、良好な環境の形成または保持のため、当該地区の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、用途地域の指定について検討します。
- 中心市街地の利便性を向上させる施設の誘導を図り、立地適正化計画による都市機能誘導区域の設定を検討します。

(3) 選択と集中による事業の推進

- 今後も続く人口減少や少子高齢化により財源が限られる中で、効率的、効果的にまちづくりを進めるため、事業の必要性、緊急性等を随時検証し、優先度の高いものから事業を進めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行います。
- 事業に必要な財源確保のため、国や県による各種補助事業制度等を適切に活用していきます。

(4) 庁内関係各課、周辺市町村、県、国等との連携

- 都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めるために、庁内関係各課や周辺市町村、県、国等との縦横の連携が重要です。
- 庁内関係各課と横断的に連携し、調整を図る必要があります。定期的な会議等により庁内調整を適切に行い、各種施策や事業を進めます。
- また、周辺市町村や国・県等との連携・調整も必要です。特に、広域的な幹線道路ネットワークの整備に関しては、周辺市町村や県、国等と連携し、実現を目指します。

第5章 まちづくりの実現に向けて

(5) 計画の管理と見直し

- 都市計画マスタープランの適切な進行のために、PDCA サイクルによる事業の進行管理を行います。定期的に事業の実施状況を確認、評価し、改善が必要であれば対応を検討し、事業の見直しを行います。



- 都市計画マスタープランは、概ね 20 年後という長期を見据えた計画であり継続性や安定性が重要な一方で、常に変化し続ける都市活動、町民生活等を対象としているため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要があります。社会経済情勢の変化や総合計画の改定、関係法令の改正等に応じて、適宜見直しを行います。

2 協働によるまちづくりの進め方

都市計画マスタープランに基づいたまちづくりや各種事業を進める上では、町民や事業者の理解や協力が欠かせません。都市計画マスタープランに基づいた都市像を実現させるためには、まちを良くしていこうという町民の自主的な活動が重要です。これに対して町が支援や協力を行うことにより、町民と事業者と町の協働によるまちづくりの実現を目指します。



(1) 協働によるまちづくり

- 町民や事業者がまちづくりを自主的に進めるためには、町による支援体制の強化を図る必要があります。まちづくりの相談機能の充実や自主的なまちづくり活動を支援するための様々な仕組みを検討する必要があります。
- 町民は、周辺の環境に配慮した住まいづくりなど、自らできるところからまちづくりを始めると

第5章 まちづくりの実現に向けて

共に、自分たちの身近なまちを見直し、より住みよいまちにしていけるために、地域の人々とともに考え、実行する必要があります。また、町民主体のまちづくりを進める上で、町民と町は相互に課題の提起を行い、町は各種支援策の充実や公共施設の整備を進めていきます。

(2) まちづくりを支える組織と仕組みづくり

- まちづくりは、できるところから徐々に変えていくといった、限られた範囲での個別的な取り組みになることが多く、その成果を町全域に、かつ多くの人々に周知し、まちづくりの機運を高めていくことが町全体の水準を高める上で重要です。このため、まちづくりの重要な担い手となる町民団体、ボランティア団体や特定非営利活動法人(NPO)等の自主的な活動を支援するとともに、新たな町民団体やボランティア団体等の育成をはじめ、セミナー等の開催により、新規設立を目指すNPO団体の支援を行い、その輪を広げていきます。また、様々な広報手段を活用しながら、まちづくりに関する情報の収集・提供、意見交換などを進めます。
- まちづくりは、息の長い取り組みです。このため、次世代の主役を育成し、世代をつなぐまちづくりの仕組みを作る必要があります。遊びの視点など、子供達の生活に眼を向け、まちづくりを担う次世代を育んでいきます。

(3) まちづくりのリーダーとなる人づくりへの支援

- まちづくりは、そのまちに住み、働き、憩う人々が主体的に行うべきものですが、多様な価値観を持った個人が、お互いの価値観を認め合いながらまちづくりに力を合わせていくためには、大きな労力と時間を要します。
- こうしたまちづくりを進めていく上で地域のリーダーとなり、まちづくりを推進する人の存在が、大きな力となる場合が多く見受けられます。
- 町は、地域の中で人材を発掘し、地域のリーダーとして活躍するための情報や場の提供など、様々な場面で人づくりへの支援を積極的に行っていきます。

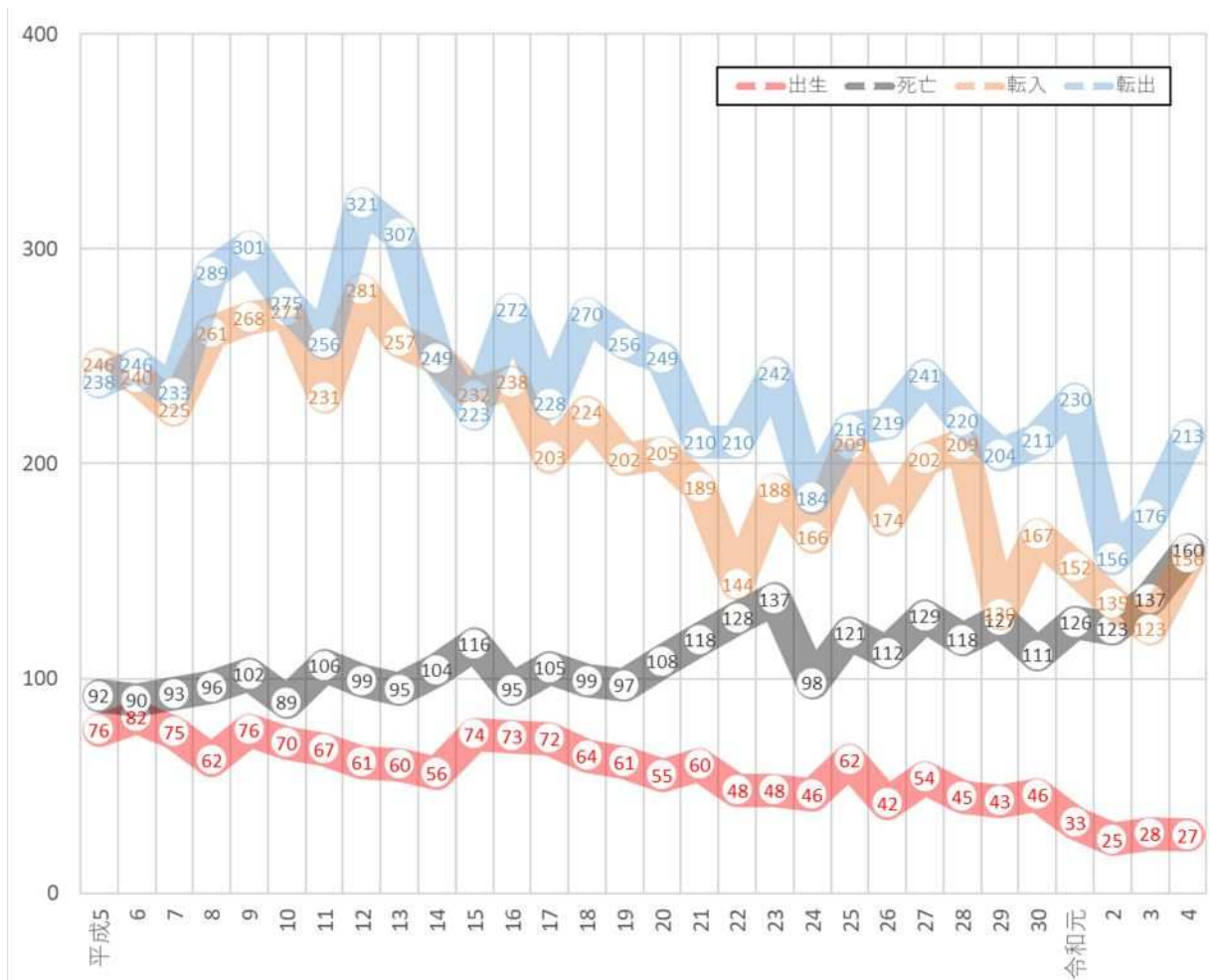
資料編

資料編

1 平泉町の現況

(1) 人口動態の推移

- 近年の自然増減は死亡が出生を上回っており、自然減の傾向が続いています。死亡が増加、出生が減少する傾向にあるため、その差は年々大きくなってきています。
- 社会増減は、近年ほとんどの年で転出が転入を上回っており、社会減の傾向が続いています。また、転出入ともに緩やかな減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳

▲ 人口動態の推移

資料編

- 令和4年の純増減数は、190人減少とここ30年で最も大きく減少しており、ここ30年で最も大きい自然減の133人という数字が影響しています。

▼ 人口動態の推移

年度	純増減数 (人)	自然動態 (人)			社会動態 (人)		
		出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数
平成5年	-8	76	92	-16	246	238	8
平成6年	-14	82	90	-8	240	246	-6
平成7年	-26	75	93	-18	225	233	-8
平成8年	-62	62	96	-34	261	289	-28
平成9年	-59	76	102	-26	268	301	-33
平成10年	-23	70	89	-19	271	275	-4
平成11年	-64	67	106	-39	231	256	-25
平成12年	-78	61	99	-38	281	321	-40
平成13年	-85	60	95	-35	257	307	-50
平成14年	-48	56	104	-48	249	249	0
平成15年	-33	74	116	-42	232	223	9
平成16年	-56	73	95	-22	238	272	-34
平成17年	-58	72	105	-33	203	228	-25
平成18年	-81	64	99	-35	224	270	-46
平成19年	-90	61	97	-36	202	256	-54
平成20年	-97	55	108	-53	205	249	-44
平成21年	-79	60	118	-58	189	210	-21
平成22年	-146	48	128	-80	144	210	-66
平成23年	-143	48	137	-89	188	242	-54
平成24年	-70	46	98	-52	166	184	-18
平成25年	-66	62	121	-59	209	216	-7
平成26年	-115	42	112	-70	174	219	-45
平成27年	-114	54	129	-75	202	241	-39
平成28年	-84	45	118	-73	209	220	-11
平成29年	-158	43	127	-84	130	204	-74
平成30年	-109	46	111	-65	167	211	-44
令和元年	-171	33	126	-93	152	230	-78
令和2年	-119	25	123	-98	135	156	-21
令和3年	-162	28	137	-109	123	176	-53
令和4年	-190	27	160	-133	156	213	-57

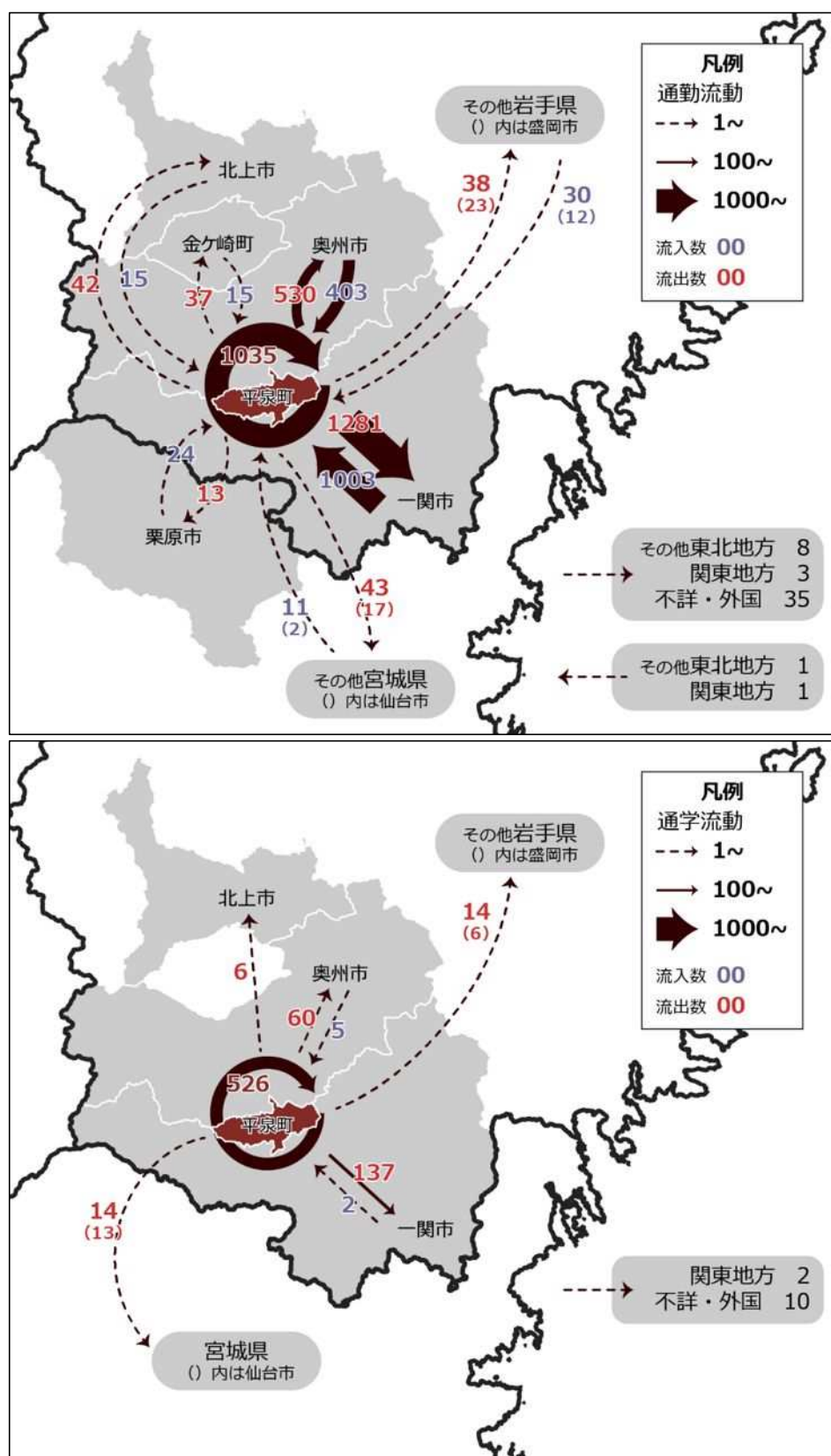
資料：住民基本台帳

資料編

(2) 通勤・通学の状況

- 令和2年時点では、本町に常住する就業者 3,065 人のうち、町内で通勤する人は 1,035 人(33.8%)、町外へ通勤する人は 2,030 人(66.2%)となっています。
- 通学者については、本町に常住する通学者 769 人のうち、町内で通学する人は 526 人(68.4%)、町外へ通学する人は 243 人(31.6%)となっています。
- 他市町村から平泉町へ通ってくる就業者は 1,503 人(本町で就業する 2,538 人の 59.2%)、通学者は 7 人(本町で通学する 533 人の 1.3%)となっています。
- 町外への主な通勤先は、一関市の 1,281 人(町外通勤者 2,030 人の 63.1%)が最も多く、次いで奥州市の 530 人(26.1%)となっています。町外への主な通学先は、一関市の 137 人(町外通学者 243 人の 56.4%)が最も多く、次いで奥州市の 60 人(24.7%)となっています。
- 町外から平泉町への通勤者の常住地は、一関市 1,003 人(町外からの通勤者 1,503 人の 66.7%)が多く、次いで奥州市の 403 人(26.8%)となっています。町外から平泉町への通学者の常住地は、奥州市 5 人(町外からの通学者 7 人の 71.4%)が多く、次いで一関市の 2 人(28.6%)となっています。
- 平泉町から町外への通勤・通学先、平泉町へ町外から通勤・通学する者の常住地は、いずれも一関市と奥州市が 1～2 位を占めており、隣接市と結びつきの深い通勤通学流動となっています。

資料編

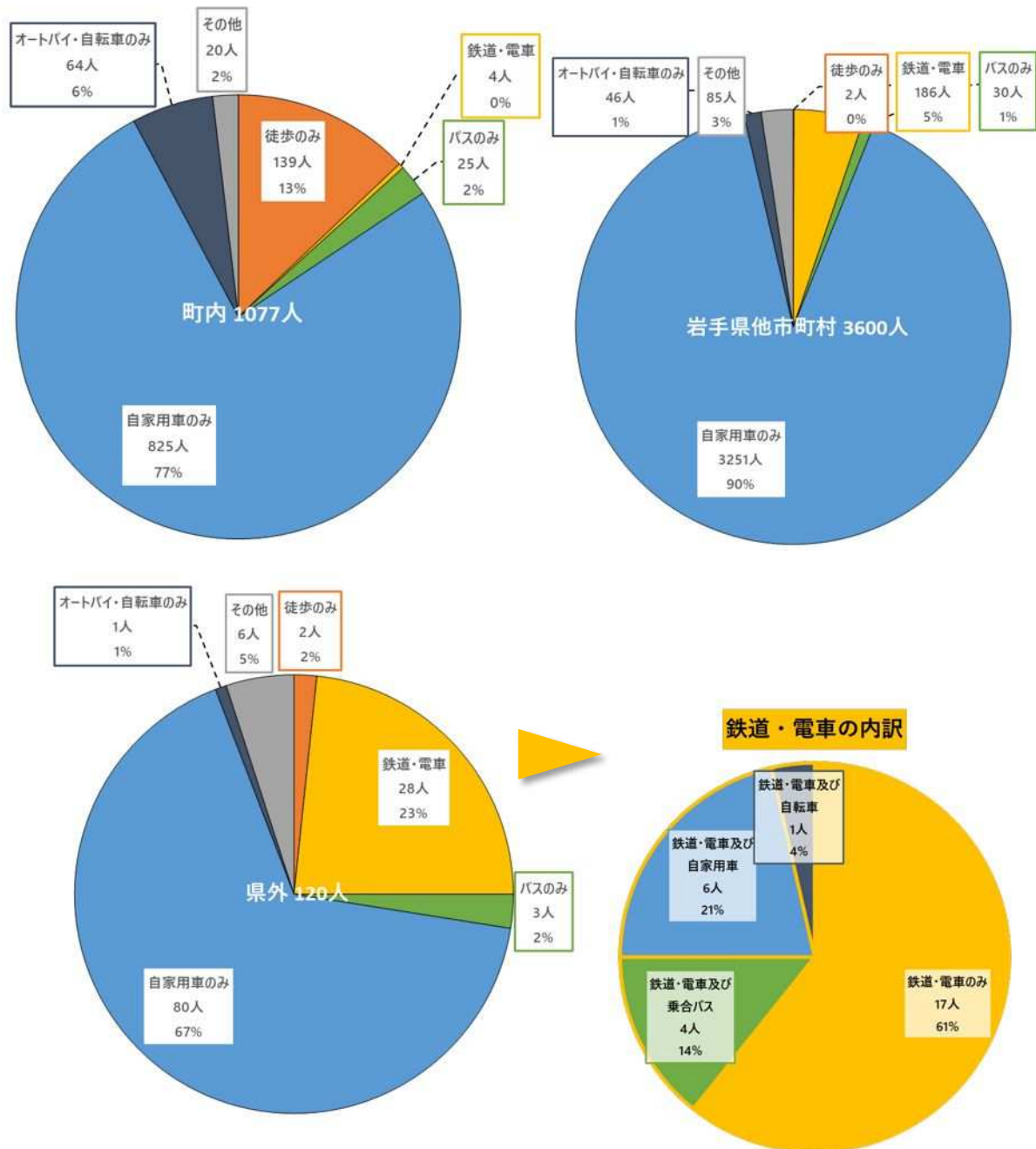


資料：令和2年国勢調査

▲ 平泉町関連通勤・通学流動図（上から通勤、通学）

資料編

- ・通勤・通学時（15歳以上）の利用交通手段は、全体的に自家用車のみが大半を占め、特に岩手県他市町村との行き来では9割が自家用車のみを利用しています。
- ・町内では8割近くが自家用車のみとなっています。県外との行き来では、鉄道・電車が2割を占めますが、自家用車のみが7割となっています。



資料：令和2年国勢調査データを加工※

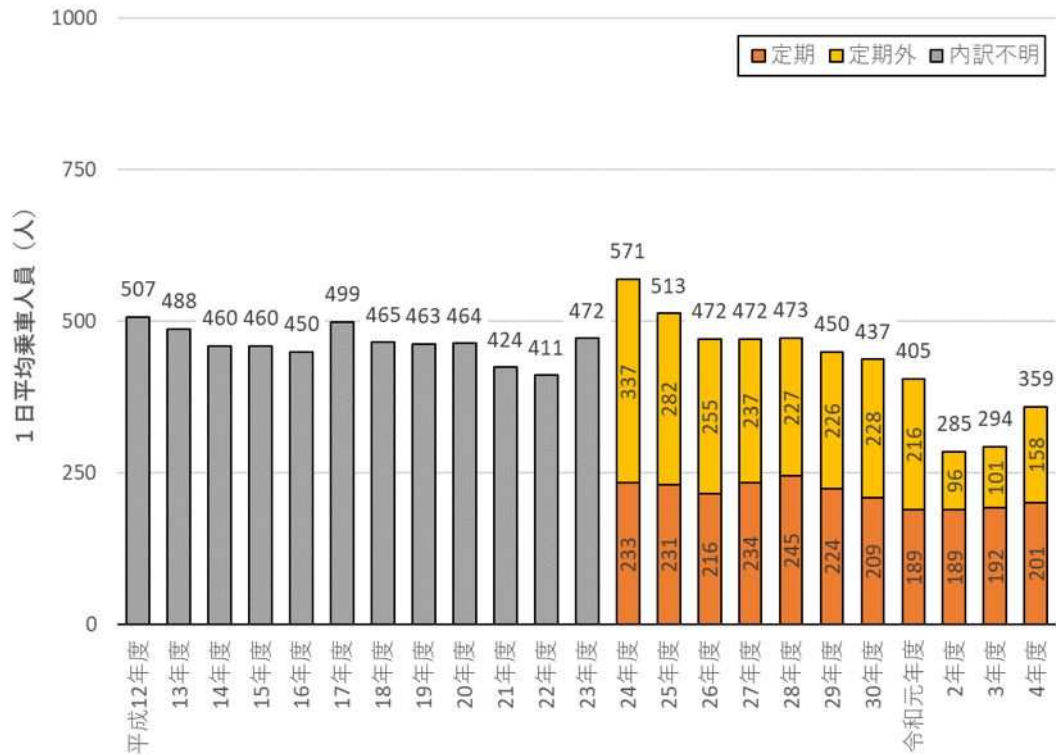
※鉄道・電車とそれ以外の交通手段を組み合わせている場合、「鉄道・電車」に分類

▲ 平泉町通勤通学時の利用交通手段（15歳以上）

資料編

(3) 鉄道駅乗車人員

- 平泉駅の乗車人員は、近年、1日平均500人程度を推移しています。平成23年に平泉の文化遺産が世界遺産登録された直後、一時的に乗車人員が増加しましたが、その後減少傾向に転じています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以降定期外利用を大きく減らしています。



資料：東日本旅客鉄道ホームページ

▲ 平泉駅1日平均乗車人員

資料編

2 住民向けアンケート調査

(1) 調査概要

① 調査対象および調査方法

- 本町に居住する 18～75 歳（令和 6 年 7 月 25 日現在）の世帯主を 850 名無作為抽出し、郵送により各世帯に配布しました。郵送か WEB 回答フォームで回答いただきました。

② 調査実施期間

- 令和 6 年 8 月 5 日（月）～令和 6 年 9 月 6 日（金）

③ 回答者数

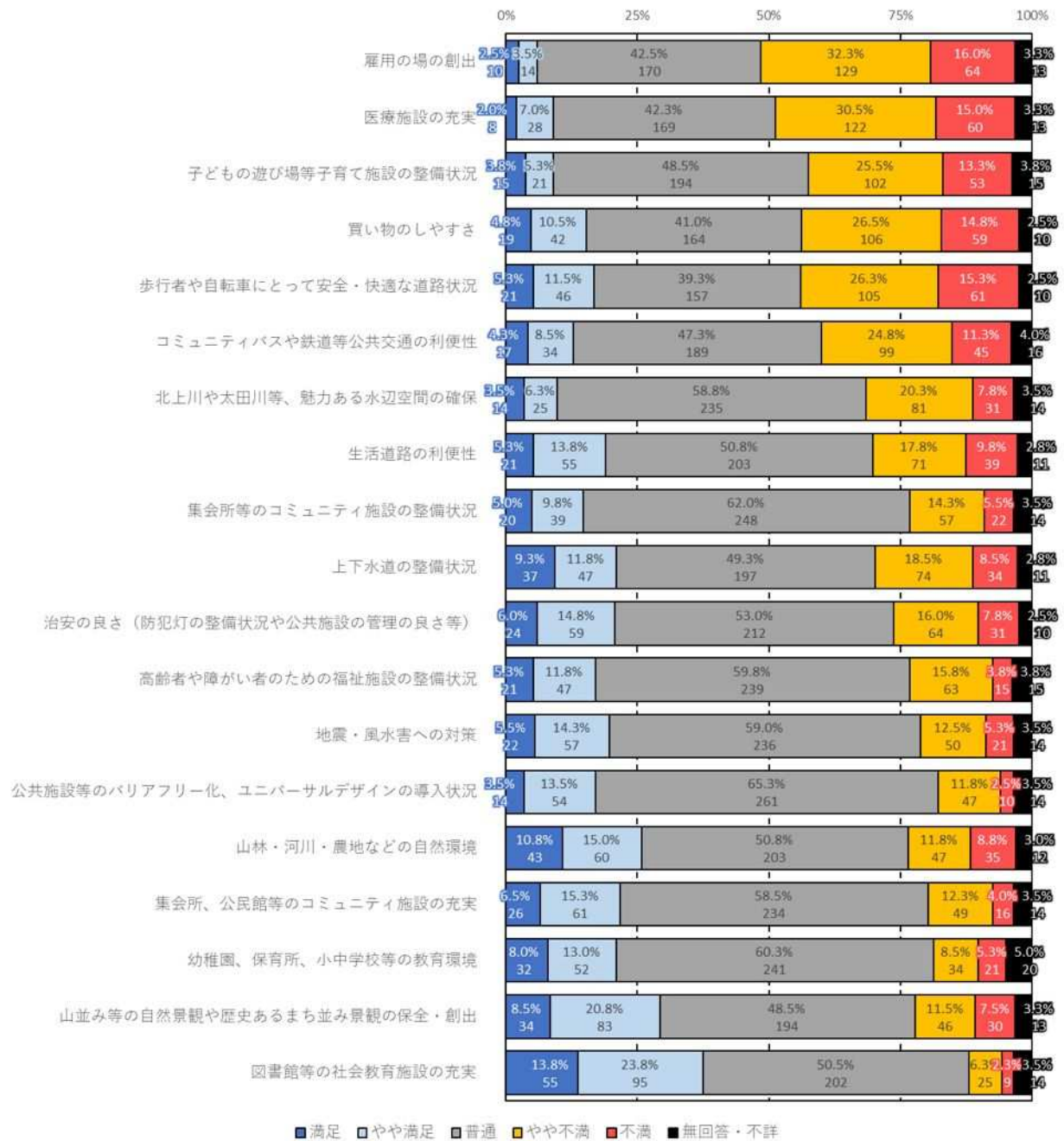
- 配布数 850 世帯、有効回収数 400 票（郵送 322 票、Web74 票、持参 4 票）

(2) 調査結果

① 満足度・重要度

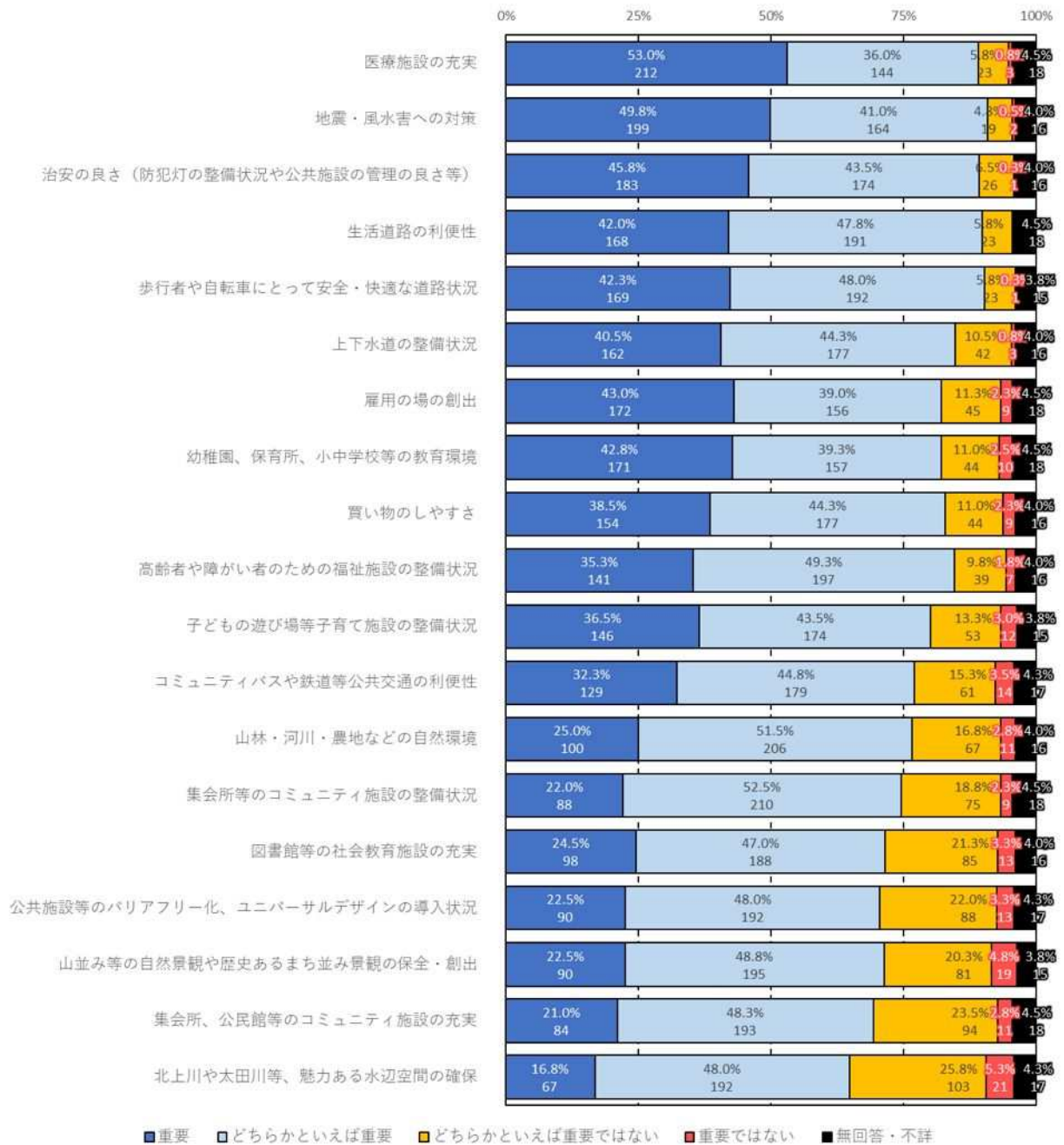
- 「雇用の場の創出」、「医療施設の充実」、「子育て施設の整備状況」、「買い物のしやすさ」、「歩行者や自転車にとって安全・快適な道路状況」等は満足度が低くなっています。
- 「図書館等の社会教育施設の充実」、「山並み等の自然景観や歴史あるまち並み景観の保全創出」、「幼稚園、保育所、小中学校等の教育環境」、「集会所、公民館等のコミュニティ施設の充実」、「山林・河川・農地などの自然環境」等は満足度が高くなっています。

資料編



▲ 町の満足度評価

資料編

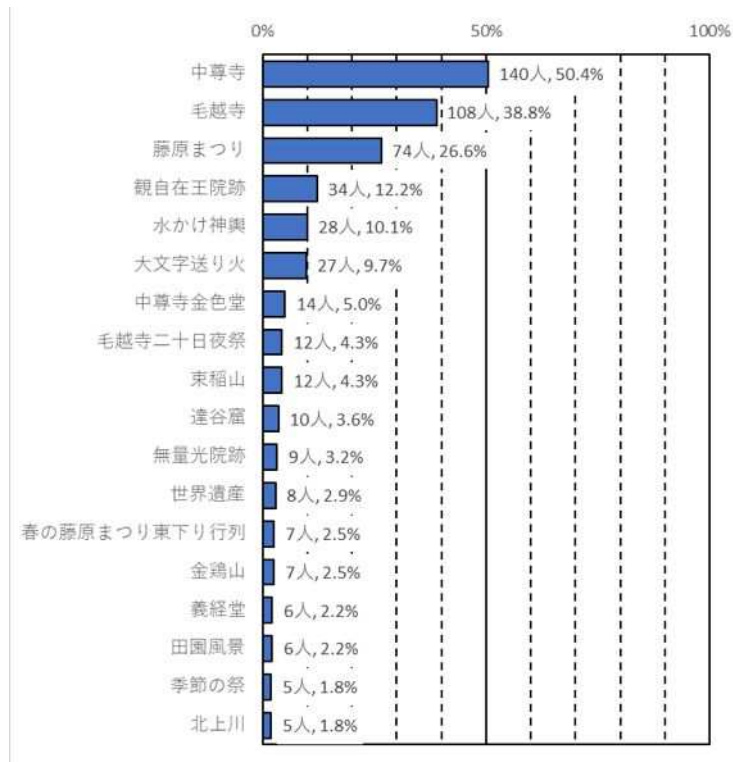


▲ 町民にとっての重要度

資料編

② 町の誇れるもの

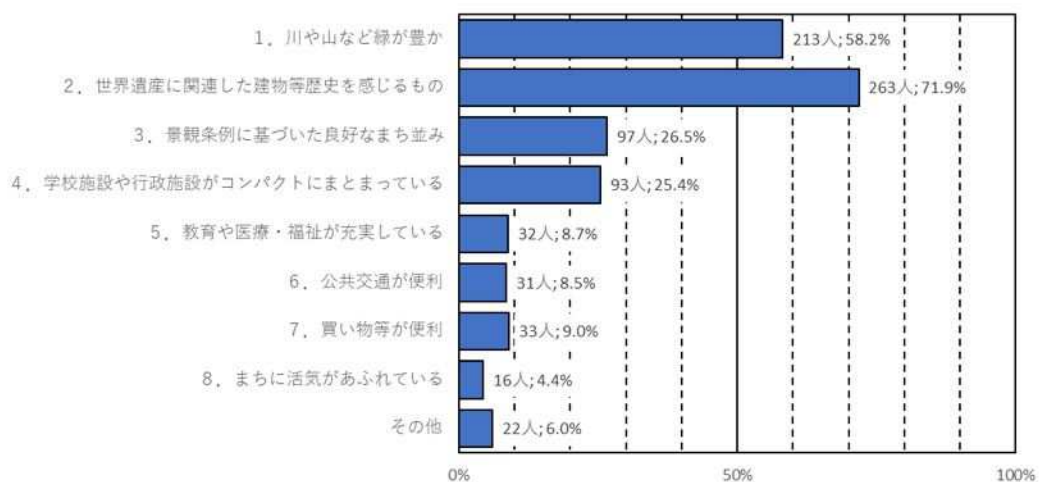
- 町の誇れるものについては、世界遺産、祭り（藤原まつり、水かけ神輿、大文字送り火等）、自然（束稲山、北上川等）が多く挙がりました。特に、中尊寺と毛越寺は無回答の方を除く半数以上の方が回答されました。



▲ 町の誇れるもの（5票以上の意見、N=278）

③ 町の良いところ

- 町の良いところについては、「歴史を感じるもの」、「緑が豊か」に票が集まりました。

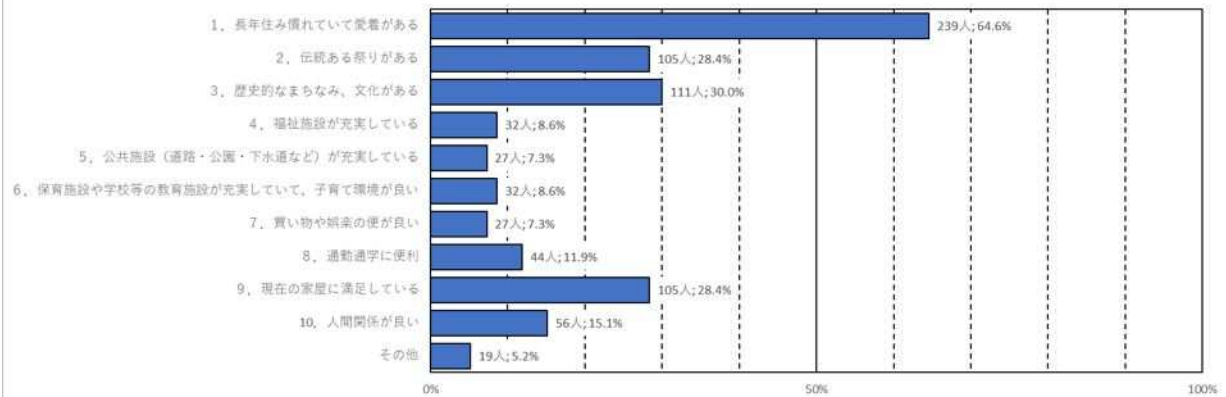


▲ 町の良いところ（N=366）

資料編

④ 居住地域の好きなところ

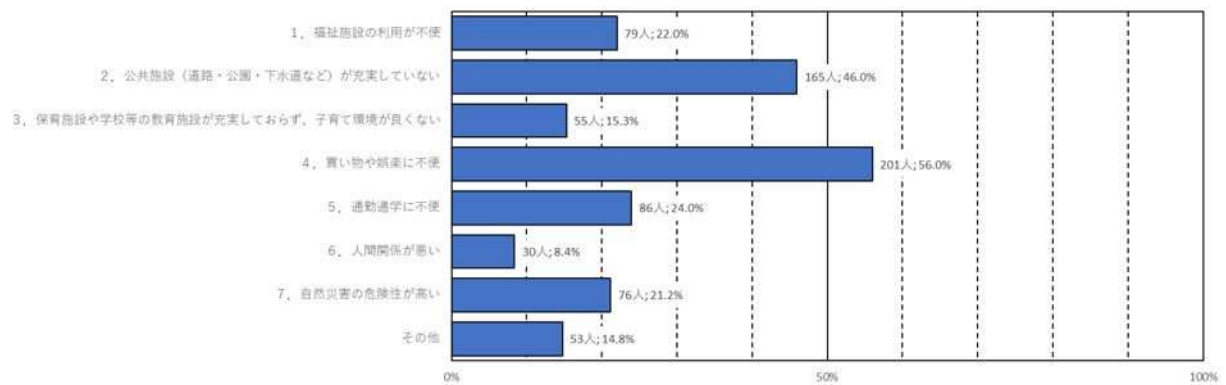
- 居住地域の好きなところについては、「愛着がある」、「家屋に満足している」といった個人的なものが最も多いですが、次に「歴史的なまちなみ、文化がある」、「伝統ある祭りがある」に票が集まりました。



▲ 居住地域の好きなところ（N=370）

⑤ 居住地域の問題点・課題

- 居住地域の問題点は、「買い物や娯楽に不便」、「公共施設（道路・公園・下水道など）が充実していない」を約半数の方が挙げています。

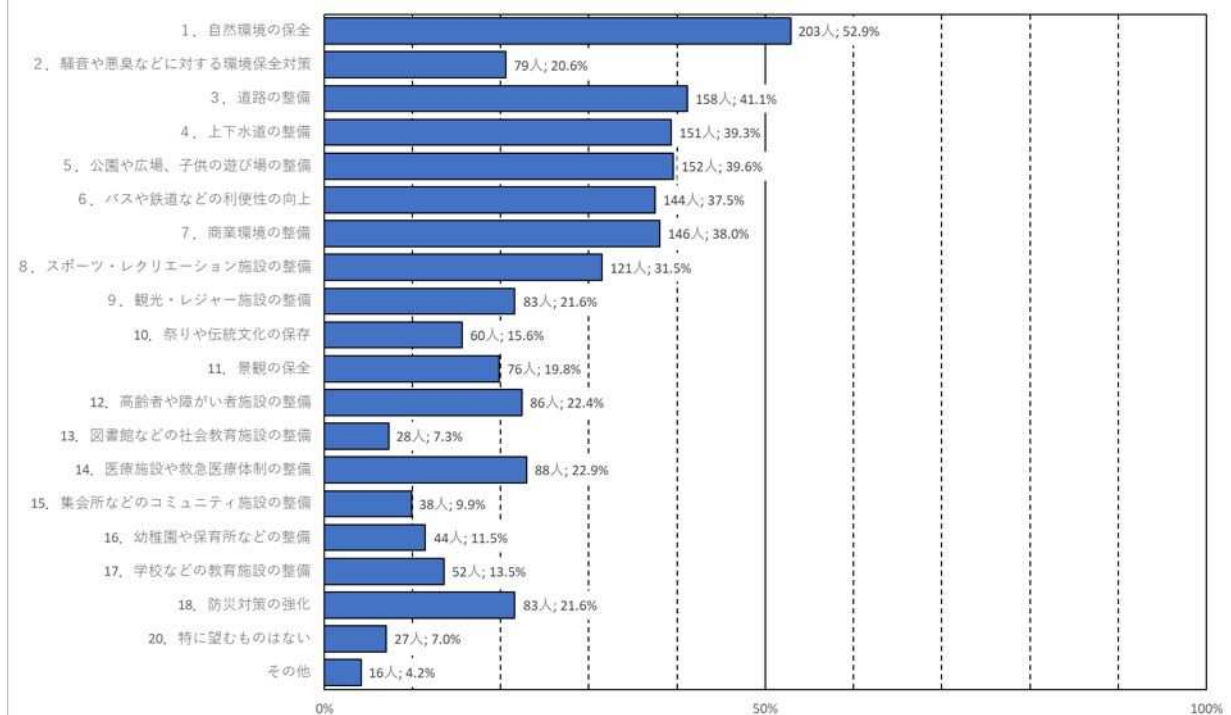


▲ 居住地域の問題点（N=359）

資料編

⑥ 居住地域で望むまちづくり

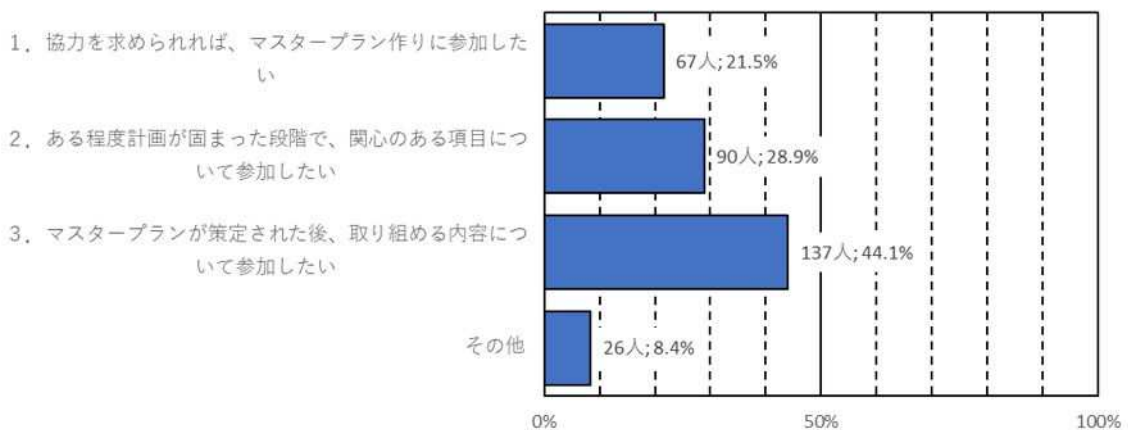
- ・望むまちづくりについては「自然環境の保全」が最も多く半数以上の方が回答しました。その次に、「道路の整備」、「公園や広場、子供の遊び場の整備」、「上下水道の整備」、「商業施設の整備」、「バスや鉄道などの利便性の向上」と約4割の方が回答しました。



▲ 望むまちづくり (N=384)

⑦ 協働のまちづくりへの参加意向

- ・まちづくりへの参加については、「マスタープランが策定された後、取り組める内容について参加したい」が最も多いが、「協力を求められれば、マスタープラン作りに参加したい」と2割の方が回答していて、前向きな姿勢が見られます。



▲ 協働のまちづくりへの参加意向 (N=311)

資料編

3 中学生向けアンケート調査

(1) 調査概要

① 調査対象および調査方法

- 町内の中学生（平泉町立平泉中学校在校生）全 162 名に URL を配布し、WEB 回答フォーム上で回答いただきました。

② 調査実施期間

- 令和 6 年 8 月 20 日（火）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

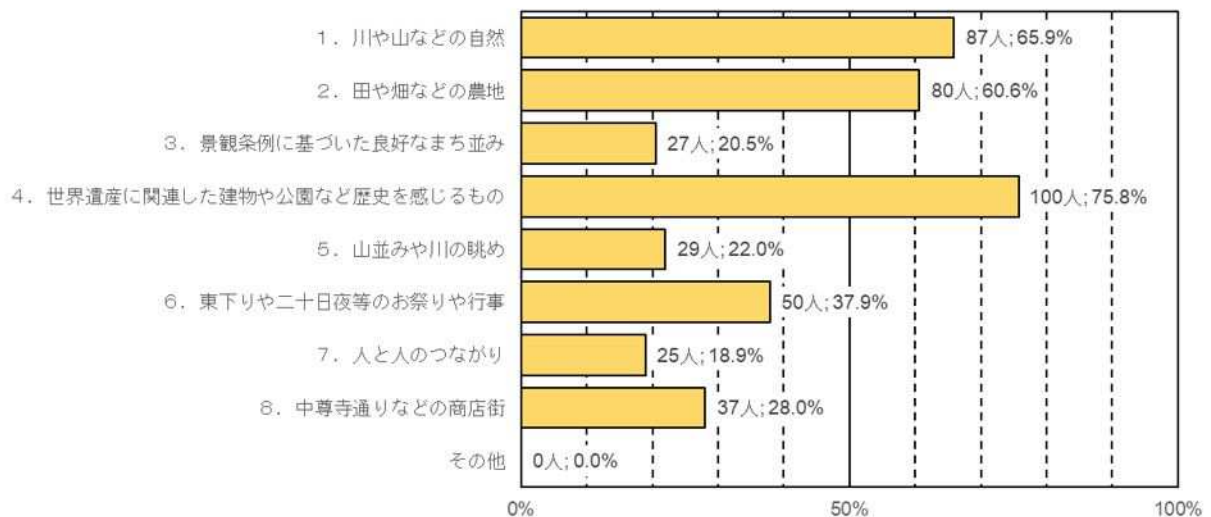
③ 回答者数

- 全 162 名のうち、132 名

(2) 調査結果

① 町のイメージ

- 町のイメージで最も多かったのは「歴史を感じるもの」で、8 割近い生徒が選択しました。自然、農地も多く、約 6 割の生徒が選択しました。

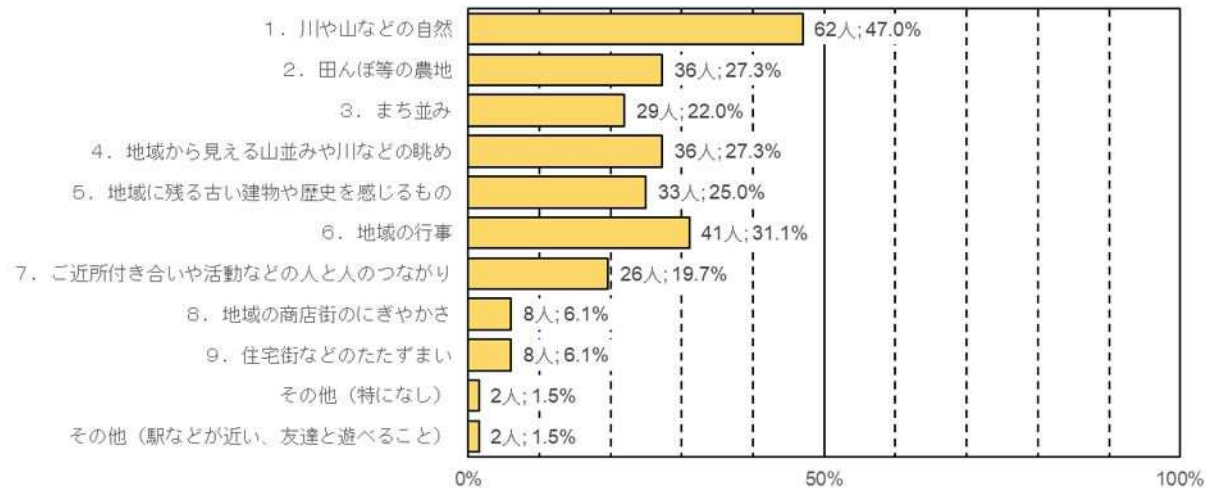


▲ 平泉町について最初にイメージするもの（N=132）

資料編

② 居住地域の好きなところ

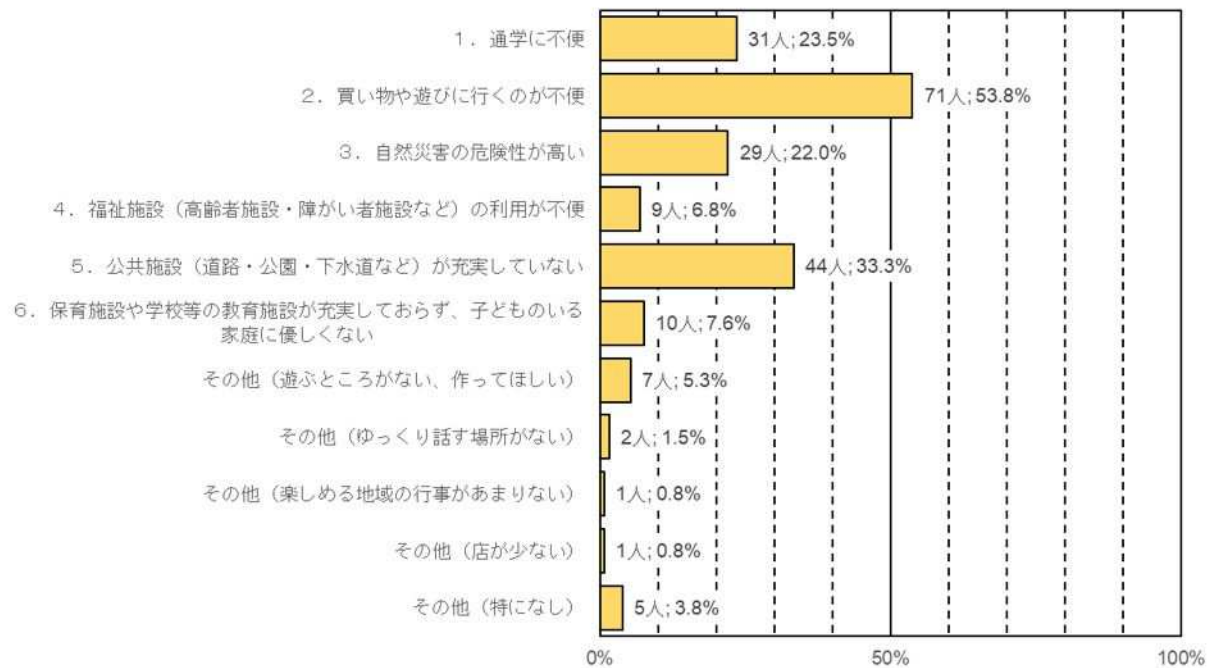
- 居住地域の好きなところは、自然が最も多く、半数近くが選択しました。



▲ 居住地域の好きなところ（N=132）

③ 居住地域の問題点・課題

- 居住地域の問題点・課題は、「買い物や遊びに行くのが不便」を過半数が選択しました。

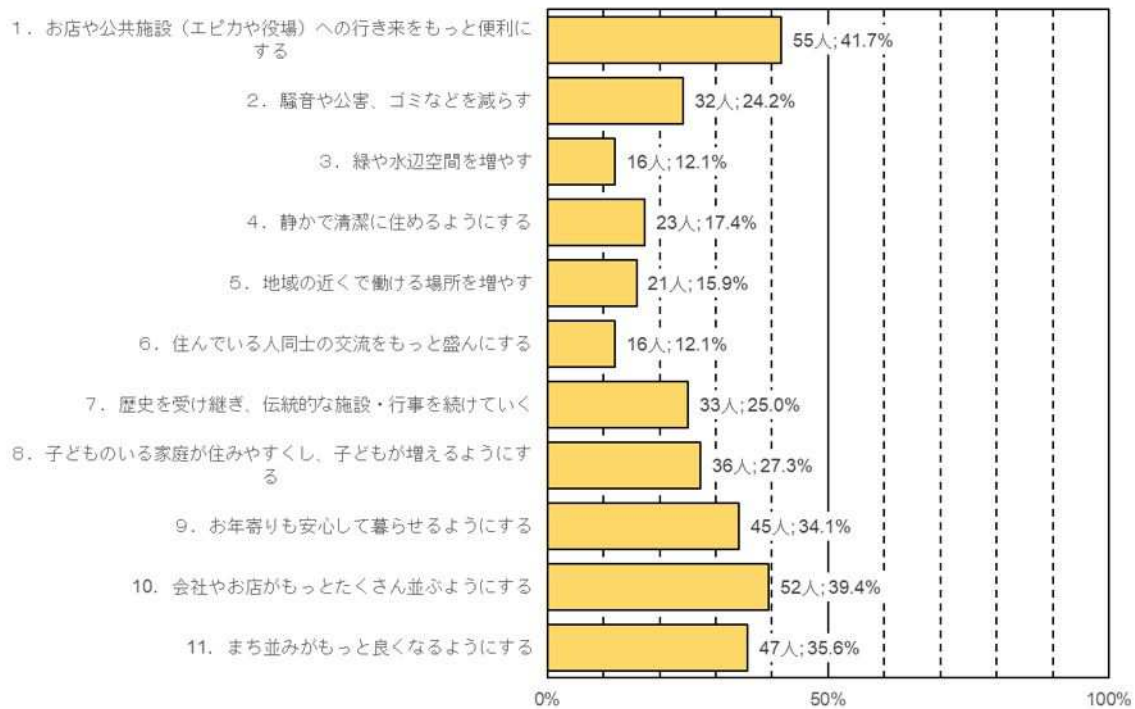


▲ 居住地域の問題点・課題（N=132）

資料編

④ 進めてほしいまちづくり

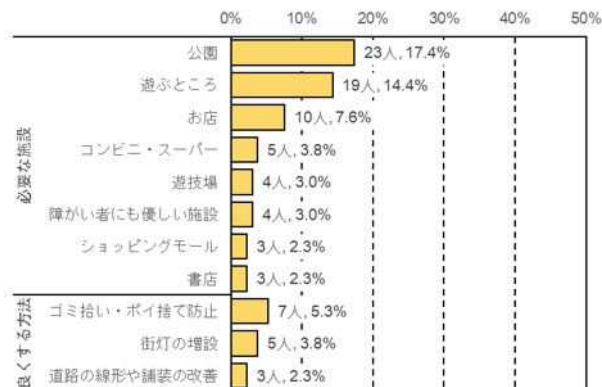
- 進めてほしいまちづくりについては、意見が分かれていましたが、「お店や公共施設（エピカや役場）への行き来をもっと便利にする」、「会社やお店がもっとたくさん並ぶようにする」と約4割が回答しました。



▲ 居住地域を良くしていくために進めてほしいまちづくり（N=132）

⑤ 居住地域に必要な施設・もっと良くする方法

- 必要な施設については公園や遊ぶところ、商業施設に意見が集まりました。
- 地域をもっと良くする方法は、ゴミ拾い・ポイ捨ての防止、街灯の増設等の意見が挙がりました。



▲ 居住地域を良くする方法・必要な施設（3票以上の意見、N=132）

資料編

4 住民懇談会

(1) 概要

① 開催日時・場所

- ・令和6年10月12日（土）10：30～12：00
- ・平泉町学習交流施設エピカ 多目的ホール

② テーマ

- ・暮らし続けたい将来に誇れる平泉町のまちづくり

③ 対象者・募集方法

- ・回覧および町ホームページ、防災無線、公式LINE等でお知らせをし、町民から公募しました。

(2) 得られた意見

① 平泉町の良いところ

- ・景観、景色が素晴らしい

- ・中尊寺と毛越寺の間にある高台では、温泉がひかれているし、180°のパノラマで景色も良い。
- ・岩手県有数の景色の良さがある。
- ・北上川の蛇行が美しい。
- ・田んぼの風景が良い。
- ・小麦の生産も増えたため田んぼと麦のグラデーションが良い。
- ・遺産センターからの風景が良い。
- ・須川（栗駒山）や焼石岳が麦畑越しに見える。
- ・観自在王院の周辺は四季折々の景観が素晴らしい。
- ・長島地区のヤマザクラが咲く春の風景が良い。
- ・束稲山からの風景が良い。
- ・北上川右岸から見た長島地区の稜線が寝釈迦像のよう。

- ・歴史や文化等が誇れるものがある

- ・北上川の舟運など、古代から北上川での流通の拠点であった。
- ・長島地区あたりでは明治初頭までニホンオオカミがいたらしい。平泉町の昔の姿、歴史、伝統がある。
- ・長島地区の棚田を形成している石積が良い。
- ・長島地区のお祭りが素晴らしい。

- ・その他

- ・静かで良いまち。
- ・平泉町には長島杉がある。
- ・平泉町はコンパクトな街であることが良い点である。
- ・全国的な知名度がある町は、他にない。
- ・住んでいる人間が良い。
- ・自転車・レンタサイクルで町内名所や厳美渓まで巡ることができる。
- ・エピカは集まりやすい。
- ・長島地区では砂金が採れる。

資料編

② 平泉町の改善すべきところ

• 町民が参加しない、主体的な取り組みをしない点が課題である

- ・何もしなくても観光客が来るので、町民は「そういうもの」だと思ってしまっている。「誰かがやってくれる」と思っている他力本願なところがある。
- ・町の取組みに町民が参加する機会は町でしか作ることができない。現行の都市マスにも「みんなが参加するまちづくり」という記載があるが、参加する機会が少ないのではないかな。

• まちの活性化が課題である

- ・静かで良い町だが、静か過ぎる。
- ・平日の昼間、街に人がいない。
- ・飲むお店が少ない。お店があっても常連の高齢者だけの場になってしまっている。人が集まって話しが出来るようなお店が必要だ。

• 地域資源が適切に維持管理されていない

- ・山の手入れが出来ていないので、山が荒れてしまっている。
- ・歴史的に町の象徴だった金鶏山が木々で生い茂り適切に管理されていない。
- ・小さな町でせつかく徒歩や自転車で巡ろうという人が居ても管理が十分に行われていない名所（義経関係）がたくさんある。
- ・金鶏山の近くに木道があるが古くなっており更新されていない。
- ・金鶏山の近くに大きな石があるが木々が生い茂り整備されていない。
- ・バスや自動車で来た観光客が金色堂など有名な名所だけを見てそのまま帰っていく。滞在があまりなく、町が豊かになるという実感がない。観光客の宿泊場所も少ない。

• 土地の利用について

- ・住宅を建てる場所がないため、準工業地帯の浸水が危ぶまれるエリアにまで住宅が建てられてきている。